

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成13年 9月26日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時38分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤（裕）・中島・佐藤（次）・吹田 ・松田・佐藤（幸）各委員		
説 明 員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に中村委員、中島委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題とします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

最初に、小樽市朝里連絡所並びに小樽市手宮連絡所の移転について。

○（市民）総合サービスセンター所長

小樽市朝里連絡所並びに手宮連絡所の移転につきまして、ご報告いたします。

小樽市朝里連絡所並びに手宮連絡所は、平成元年4月1日より、ショッピングセンターしんこう、生協手宮店においてそれぞれ開設しておりますが、このたび両店舗が閉店することになったため、移転してほしい旨、申入れがありました。この申入れを受け、現在地周辺の北雄ラッキー株式会社朝里店並びに小樽市丸供手宮市場協同組合とそれぞれ協議を進めておりましたところ、両者からそれぞれ合意を得ましたので、両連絡所とも現在地での業務は平成13年10月19日金曜日をもって終了し、10月22日の月曜日から、朝里連絡所はラッキー朝里店内に、手宮連絡所は手宮市場内にそれぞれ移転し、開設することといたしました。

なお、市民への周知につきましては、10月1日号、広報「おたる」お知らせ版や小樽市のホームページへの掲載のほか、報道機関への報道依頼等により行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○委員長

二つ目です。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて、ご報告いたします。

現在の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、平成12年度から平成16年度までの5カ年を計画期間として、平成12年3月に策定したところでありますが、介護保険料は3年ごとに見直しをすることになっており、これに合わせて、両計画を平成14年度中に見直し、平成15年度から平成19年度までの新たな5カ年計画を策定することになっております。

現時点では、これらの計画の見直しについての国の考え方あるいは基本指針は示されておりませんが、計画の見直しに当たっては幅広い意見を反映する必要がありますので、学識経験者や保健、医療、福祉関係者などのほか、一般市民からの公募委員も加えた高齢者保健福祉計画等策定委員会を11月下旬ごろをめどに設置してまいりたいと考えております。

なお、一般公募の市民委員につきましては、65歳以上の男女各1名及び65歳未満の男女各1名、合計4名とし、10月1日から16日の間に募集をする予定でございます。

これにつきましては、10月1日号の広報「おたる」に掲載をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長

それでは、三つ目です。北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）の建設候補地について。

○（保健所）総務課長

北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）の建設候補地について、北海道の方針が決定されましたので、ご報告申し上げます。

小樽市銭函の道立小児総合保健センターと札幌市手稲区の道立札幌肢体不自由児総合療育センターについて、北

海道は、両施設の老朽化と狭隘化の理由から、両施設を統合した新たな施設として、北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）の建設を計画し、これまで新センターの建設候補地を検討していたところではありますが、このたび、その建設候補地について、9月17日に開催されました北海道の政策検討会議におきまして方針が決定された旨、9月20日、本市に報告があったところであります。

報告内容の趣旨は、建設候補地の検討に当たっては、外部有識者などからの意見、利用者などからの要望、小樽市、小樽市医師会などの意見・要望を道庁内で十分検討した結果、利用者の利便性、関係機関との機能連携や緊急搬送の必要性、土地の取得経費を要しないなどの理由から、新センターの建設予定地を、現在の療育センターに隣接する道有地の札幌市手稲区金山とする方針が決定されたとのことであります。

今後は、北海道として、本年度中に新センターの規模なども含めた整備のための基本計画の策定を予定しているとのことでございます。

以上、ご報告いたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順序といたします。

○中島委員

◎福祉ハイヤー券について

それでは、質問いたします。

最初に、社会福祉課にお願いいたします。

本会議の質問のときの答弁で、透析患者さんへの福祉ハイヤー券の支給枚数の拡大を新年度に向けて検討するとの答弁をいただきました。私は、内部障害1級者の皆さんも含めて拡大をお願いしましたがけれども、人数が多くて無理だというご意見でしたが、内部障害1級者をすべて対象にしたら、数は何人ぐらいになるでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

福祉ハイヤー券に関しますご質問ですけれども、直近の8月現在で、内部障害1級の方は1,082人ということになっております。この数字が一番新しい数字でございます。

○中島委員

資料要求で、福祉ハイヤー利用状況という表をいただいております。59年から平成12年までの交付人数と交付枚数、利用状況、決算額を含めて表にしてありますが、12年度で交付した人数が1,147人で、今お話があった1級者が全部で1,082人ですから、大体倍になるということで、困難というご意見なのかと思いますが、これは利用率が低下していますね。一番高いときで90.5%の利用率でしたけれども、平成12年度は76.7%で、支給はしても実際に使わない、あるいは、取りに来なかったという方が増えているのですが、これはどういうふうにご判断されていますか。

○（福祉）社会福祉課長

委員が言われましたように、平成2年が90.5%ということで、取りに来て、使っていただいた方が多い、ピークの年になっております。それ以降、おっしゃいましたとおり、年々といいますか、利用率が下がってきてございます。

この理由については、分析は出来ないといいますが、しておりませんけれども、推測するに、一般的に高齢化が進んでおりますので、そういった方々が、例えば、どこか施設に入所したとか、あるいは病院に入ったとか、そういうことが影響しているのかなと考えております。

これに関しまして、この利用についてのお知らせにつきましては、毎年、広報「お知らせ」でお知らせしており

ますし、新規の方については、手帳を交付するときに、こういう制度がありますということで、窓口でご説明しておりますので、そういった意味で、周知していないという部分については、あまりないのかなというふうには思っております。

○中島委員

これ、見ましたら、平成12年度の利用率が76.7%ということで、決算が出ていますけれども、初めの予算に比べて、不用額というか、実際の予算より利用しなかったという額があると思うのですね。12年度で例えて言えば、使わなかった額を見ると、このままの利用率でいくとすれば、あと何人分ぐらいが実際には利用可能なのか、その辺はどうでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

12年度で言いますと、ごらんのとおり、決算額は1,200万ほどになっております。このときの予算が1,340万でございまして、約140万が不用額として出ております。遠隔地の方には枚数を増やしておりますけれども、一般の金額でいきますと、一人当たり1万3,000円ぐらいになるわけですので、12年度の予算で、あと100名ぐらい交付できたというふうに計算上ではなと思います。

○中島委員

大変詳しくお答えいただきましたけれども、私は、約1,080人の内部障害のすべての方に拡大してほしいと言いましたが、なかなか困難だと。そういう状況でしたら、在宅酸素の呼吸器障害の1級の患者さん、これは質問でもお話ししましたが、24時間、酸素を吸わなければ生き長らえることができない、そういう治療をしている方ですし、実際に移動するときには酸素ポンペを動かして行くわけですね。高齢者が多いです。こういう方々こそ本当にタクシーが必要ですし、一般の公共施設はほとんど利用しないです。せめてこの方々ということで、人数は45人でした。このままの利用率でいけば、この在宅酸素45人の1級者の方も考えていただける範囲ではないかなと、このように数字上では思うのですけれども、来年度に当たって、透析の皆さんの枚数拡大とあわせて、せめて呼吸器の1級者の方々の分も含めて、拡大の検討はされないのか。ぜひしてほしいという立場で、ご返事をいただきたいのですが。

○（福祉）社会福祉課長

呼吸器の障害の1級の方が45人ということで押さえてはおります。今ご指摘の趣旨といいますか、十分理解は出来るのですけれども、さきほど言いました関連で、予算的にも賄えるという実態が数字的にはあります。

ただ、私どもは呼吸器障害の方の実態というものの、あまり把握していないという部分もありますし、市長からお答えいたしましたように、腎臓の方については全会一致という動きを受けまして、対応させていただくのですけれども、ほかの1級の方については、ほかの障害の方もいらっしゃいますし、そういうことも考え合わせまして、総合的に勘案しまして、現状では対象とは出来ないというふうに考えております。

○中島委員

これから先も病気の方は増えてまいりますし、障害のある方も増えてきますので、ぜひ拡大してほしいということを再度訴えまして、今後の市民運動も含めて、ぜひ取り組んでいきたいと、皆さん方のご了解を取りつけられるようにやっていきたいというふうに思います。重ねて、人数の状況と予算の関係では出来ない中身ではないということをつけ加えておきます。

◎リフトカーについて

もう一つ、障害者の方の問題で、リフトカーの問題ですけれども、市長公約で実現されまして、今年の8月から送迎が始まっております。このリフトカーの申込方法についてお答えください。

○（福祉）社会福祉課長

7月2日からリフトカーはスタートしております。お客さんに利用していただいております。

その申込方法ということでございますけれども、市の福祉の窓口に来て、所定の申込書に記入をしていただいて申し込んでいただくという方法になっております。

また、そのやり方といいますか、申込みの仕方につきましては、市の庁舎は当然ですが、総合福祉センターなり身障センター、それから市の各サービスセンターに用紙を置いておりまして、申込みの仕方については周知しているところでございます。

○中島委員

申込用紙を見ましたが、電話、ファクス、郵送はだめで、直接本人が来る、又は代理人と、こういうふうに明記してあります。独り暮らしの方がいらっしゃると思うのですが、だれかに頼むということを前提にしているのでしょうか。ここら辺はどうでしょうか。実際に、独り暮らしの方の利用状況はどうですか。

○（福祉）社会福祉課長

電話、ファクスはだめということで、その説明書には確かに書いております。どうしてそういうふうになったかといいますと、代理人の方でもよろしいですということも記載しておりますし、私どもとしては、対象者の方が、一般的にといいますか、日常的に車いすを何らかの形で使っている方で、1級、2級のいわゆる重度身体障害者の方に基本的に限定しておりますので、例えば手帳の提示だとか、その方と直接お話しして受付をしたいということでございます。

独り暮らしの方も実際にいらっしゃいまして、申し込む方もいらっしゃいます。実情としては、身内の方がいらっしゃいませんので、近所の方とか知人の方、そういったお知合いの方に頼まれて、その方がいらっしゃるということが一般的でございます。

○中島委員

特に不思議だと思うのですが、ふれあいパスは、お年寄りの皆さんに元気で過ごしてほしいということで、ご本人が元気で動ける方を確認するために窓口に行っていただく、このように聞いております。身体障害者で、原則、24時間、車いすで生活することを前提にした方に、ご本人が来ることを基本にすると。本当にお役所の都合じゃないかと私は思いましたが、札幌市では、登録制度という形で、一度登録したら、後は電話で申し込んでオーケーになります。

それと、必ず付添者、介護者が要るのです、小樽の場合は。何かあったら困るので、どなたかについてもらって利用してくださいという方式です。札幌は、介助者は運転手さんがいればいいということで、介助者は必要じゃありません。非常に利用するハードルが高い、手続が面倒だ、親切には対応してくれるけれども、利用するまでのハードルが高いということのご意見は聞いています。こういう点を考えたら、もう少し障害者の方に利用していただくという立場で、利用しやすい形に改善できないのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

札幌市ほか何市かでやっけていまして、おっしゃいましたように、電話でも受け付けているという実態はあると思います。ただ、小樽市での導入につきましては、いろいろ経緯がございまして、運輸局の指導なり、関係機関といいますか、道の補助もいただいている関係で、登録は、当初は好ましくないと。登録制度について、例えば電話受付も含めて、申込みのやり方についてもいろいろご指導がありまして、今の形になったわけでございます。

ただ、今、委員がご指摘のように、基本的には利用者の皆さんがより利用しやすいやり方というのは追求すべきだと思いますので、登録制度ということも言われましたけれども、そういうことも含めて、今言いました、より使いやすい方法といったものを検討したいと思いますが、まだ導入してから2カ月ちょっとといいますか、3カ月弱でございますので、もう少し様子を見て、お客さんのご意見も聞きながら検討したいと思っております。

○中島委員

リフトカーについては、タクシー協会を利用して、かなり時間も融通がつけられるように改善されて、そういう

点は非常によかったと思うのですけれども、こういう時代のさなかに新しい制度をつくるときに、利用者の皆さんの立場に立った利用条件をつくっていく、そういう姿勢が非常に大事じゃないかと思うのですね。市長の手紙だとかについても、取り上げた流れの本流というのは、市民の立場に立った市政、市民の意見を聞く市政と言っていましたけれども、せっかく新しいことをしようとするときに、この流れが反映しているのかなど。8月から始まったばかりですから、そういう意味では、あらゆるところで、そういう意見、利用しやすさをぜひ追求していただきたいし、早急に改善を図っていただきたいと思います。

◎水道料金、下水道料金の減免制度について

もう一点、障害者福祉の問題で質問します。

水道料金、下水道料金の減免制度というのがありますね。障害者手帳をもらっている方々、年金手帳をもらっている方で、下水道料金や水道料金が半額になる助成制度です。この資格要件に、20歳以上の成人が同居している場合はだめと、適用にならないとあるのです。これはどういうことでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

小樽市で、水道と下水道の料金の関係で、身体障害者の方を含めて、2分の1にするというような制度がございますけれども、ご質問の内容は、世帯といいますか、成人の子供さんなりが居たら対象にならないのはなぜかということでございますが、水道局に聞いたところ、条例に基づきまして、料金等の減免基準というものを設けておりまして、その中で、2番で「除外世帯」ということで掲げておりまして、今言われました成人者が同居する世帯は除外するという基準を定めております。

どうしてかという理由ですけれども、一般的に、20歳以上ということになりますと、学生さんもいらっしゃいますし、働いている方も働いていない方もいらっしゃいます。基準といいますか、どこかで線引きをしなきゃならないという現実的なこともあるでしょうし、20歳以上になると働いている方もいらっしゃるだろうと、そういうような考え方が根本になっているのでないかなというふうに思っております。

○中島委員

相談に来た方がいますけれども、同居の息子がいるのですが、大学を出ても仕事がない、定職につけなくて困っていて、お父さんが、障害年金1級でも8万いくらですか、これで暮らしていると。それでぜひ減免してほしいと頼んだら、息子がいるからだめだと断られたという話なのです。

障害者施策ですから、障害者以外の方が入っている分をどう計算するかということで、だめだとおっしゃるお話ですけれども、それじゃ、障害者に対する減免制度というのはどういうふうに実行されるのか。障害者じゃない方にやるのはだめだということですが、障害者が居るのです、この世帯は。この障害者の方に適用されるべき福祉制度について、同居の方がいることによって全く適用しないというのは、障害者施策にならないと私は思うのです。ですから、簡単に言えば、世帯がいるのだったら3分の1だけは免除するとか、障害者がいないわけじゃないのですから、障害者の方の施策なら、障害者にどんな形で適用するかという道があっていいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

当然、障害者の福祉施策ということで、障害者の方を対象としているわけですから、そういうことも言えるわけですけれども、私がお答弁するのもあれなのですが、政策減免といいますか、市としての全体的な政策判断というものがあろうと思います。

また、現実的に、要するに、水道の使用料を減免いたしましても、一般会計の方で、その分の見合いの金額を賄うといいますか、繰り出すというようなことになっておりまして、聞くところによると、上水、下水を合わせて2億円以上の負担があるというふうにも聞いております。そういった現状もありますので、今おっしゃったような障害者の方が困っているという状況はそれぞれあると思いますけれども、そういった基準でやっておりますので、福

祉部といいますか、私の立場では、そういう実態になっているということでしかお話ができないと思います。

水道局とも、そういったご質問を踏まえて、協議といいますか、相談はさせていただきたいとは思っています。

○中島委員

一般会計からお金を出して、大変なので、そんなに簡単に広げられないとおっしゃいますけれども、障害者の方の福祉政策としてあるというところについての認識ですとか、それをちゃんと整合性を持ってやっていただきたい。

それと、これは小樽市独自の施策ですよ。国が決めた基準で、どうしてもこれ以上は無理だとかというような中身じゃないわけですから、市の状況判断の中でどんな中身にしていくのか、事例もあわせてやっていくという部分も、もっと検討していただける余地があるものだと思うのです。私がすごく納得がいかなかったのは、障害者の方に息子さんがいることによって、下水道の免除はできないけれども、リフトカーを使う方々は、本人が行けない場合は代わりの人に来てもらうのが当たり前だと、こういう仕掛けになっていること自体、一体どっちが本音だろうか、かなりご都合主義ではないか、こういう気がしたのです。

そういう点では、リフトカーの改善がされるまでの間、せめて、ご本人が来れない場合は市職員が出向いて受付をしますよと、これぐらいのことがあってもいいのじゃないかと思うのですけれども、この点、どうですか。

○（福祉）社会福祉課長

ご質問にありましたリフトカーにつきましては、さきほど、独り住まいの方についてのご答弁をしましたけれども、今、委員がおっしゃいましたように、事例としてはございませんが、どうしても近所の人もいない、親戚の人もいない、だれもいない、だけれども、使いたいという方には、今おっしゃったように、職員を出向かせて申込みを受けるということは現実的には考えております。まだ事例としてはございませんが、今言いましたように、考えとしては持っております。

○中島委員

◎国立療養所について

次は、保健所に質問します。

国立療養所の件ですけれども、9月14日に、国立療養所の職員に対して、平成14年10月1日予定で、国立療養所小樽病院は国立西札幌病院に統合しますと、このように報告があったそうです。職員の間では大変大きな動揺がありまして、どういうことなのかという質問もこちらに寄せられています。事実経過についてお知らせください。

○（保健所）総務課長

保健所といたしましては、今、委員がおっしゃいましたように、9月14日に国立療養所小樽病院で、国の方が職場でご説明をしたということをお聞きしました。

その事実経過でございますが、国立療養所小樽病院は、国立療養所西札幌病院の下に、平成14年10月1日予定で統合される。その規模については、病床 400床、診療科は大体15診療科、そういった内容で統合されるというふうに私どももお聞きをしております。

以上です。

○中島委員

小樽は、済生会が後医療を引き受けるという方向で、検討を進めているということで理解していましたが、済生会の受入れ、あるいは後を引き受けるための実務的な進行はどうなったのですか。なしということですか。

○（保健所）総務課長

そのことにつきましては、国の方から特にご連絡、ご説明はございませんので、委員もご承知のように、7月の時点で経営移譲ということの確認がされていますから、そのことについては推移をしているというふうに承知して

おります。

○中島委員

推移をしているというのは、どういうことでしょうか。順調に準備が進んでいるのか、だめになりそうなので、西札幌病院に統合するとか、そこら辺がわからないのです。

○保健所次長

今の、中島委員が質問の国立療養所西札幌病院と小樽病院の関係なのですが、14日に職員に説明があったというのは、かねて、2年前の3月に国立療養所小樽病院は、札幌南病院と一緒にあって、西札幌に統廃合されるということがもともとのベースにあるわけです。そこから、一昨年8月、小樽市が済生会に国立療養所小樽病院の後利用の要請をしているということで、済生会が国立療養所小樽病院の経営移譲を引き受けるということを前提に、現在、国と済生会が具体的な協議を7月10日から始めているということでございます。

そういった中で、西札幌病院は国立療養所小樽病院の機能を引き継ぐという問題もあったものですから、この点につきましては、職員の方からも、今後、国立療養所西札幌病院の機能はどうなるのか、そういった問題もあったものですから、今回は、国立療養所西札幌病院の概要ということで、国の方から職員に説明したということでございます。ですから、これと、国立療養所小樽病院について、済生会が経営移譲を受けるということを前提に、そういう問題は関係はあるわけですが、引き受けるというのは特に問題なく、現在も国と済生会が具体的な協議を行っているということで、その中で14年度中ということが明らかになったわけですが、一つの目標として10月1日予定ということで、済生会と国との協議が整ったということで、その部分を職員の方に説明したということでございます。

○中島委員

それでは、現在の小樽の療養所の病床数と職員数、それから、西札幌病院の療養所の現在の病床数と職員数、そして、新しく示された西札幌病院の今後の予定の病床数と職員数についてお知らせください。

○（保健所）総務課長

現在の国立療養所小樽病院の病床数でございますが、許可病床は340で、実際に稼働しているのが220ということでございます。職員数は全体で190名ということでお聞きをしております。

それから、西札幌病院の場合は、許可病床数が452で、実際に稼働している病床数が334、職員数は260名ということでお聞きをしております。さきほどの概要でございますけれども、新しく統合された場合は、さきほども申し上げましたが、病床数400床規模を当面目指すということで、職員数は312名というふうにお聞きをしております。

○中島委員

お話では、済生会と国の話し合いは順調に続けられているということですが、療養所の職員の皆さんにしてみたら、自分たちの身分がどういう形になっていくのか、希望する全員が仕事に残れるのかどうか、非常に不安を持っているのは当然だと思うのです。小樽にしても、マイカルの事実上の倒産、銭函ショッピングセンターの引揚げの方向が出されています。どんどん現職で働いている方々の状況が変わっていくわけです。さらに、190人いる療養所の皆さんの職場がどうなるか、当然、不安に思う中身だと思うのです。

今お話を聞いていましたら、新しい病院で312名の予定だとおっしゃいますけれども、260名と190名を足すと四百何名で、やはりちょっと余るのじゃないでしょうか。済生会の方は、現在の国立療養所で働いている職員の皆さんの雇用の問題については、どのような方向かということをお聞きになっていますか。

○（保健所）総務課長

現在、国立療養所小樽病院の職員の方々は、国家公務員という身分でございますが、この方々の関係につきましては、私どもが聞いているのは、しかるべき時期に国の方で各職員の皆さんの意向調査をして、その動向について

調査をするというふうに聞いております。

済生会への移譲等の関係の問題につきましては、さきほど次長が答弁を申し上げましたように、現在、具体的な協議をしていると聞いておりますので、この中で明らかになるものと思っております。

○中島委員

計算だけでいけば 138人余りますね。これが一体、小樽の分なのか、札幌の病院の分なのか、これからの中身になっていくと思いますが、当然不安は募ると思います。小樽市として、こういう職員の皆さんの不安にこたえて、どういうふうに説明するかというときに、いきなり朝の朝礼で、平成14年10月1日には統合しますということを報告するなどというのは、大変乱暴な中身ですよ。そういうことは事実としてあるかも知れませんが、皆さんの了解が得られるような対応をすべきだと思うのです。そういう職員不安にこたえるような対応をやってほしいという申入れを国にする、あるいは済生会にも適宜情報を流してほしいという申入れをしてはいかがでしょうか。

○保健所次長

さきほどの10月1日というのは、現在協議をしています北海道済生会と国が具体的な協議の中で、決まった一つの点だったということで、職員の方も心配なので、10月1日というのは予定ということで、済生会との具体的な協議の中で唯一決まったということで、職員の方に説明したということです。

私たちも国の方にはいろいろお聞きしていますが、そういった中では、済生会と国とのいろいろな協議の中で決まって、職員にかかわることは、これまでも必要なところはきちっとお話ししているというふうにお聞きしていますし、今後も、こういった職員の方にかかわることで、済生会との話合いの中で、決まっていたことは逐次きちんきちんとお話ししていくというふうに私たちも聞いておりますけれども、当然、国立療養所小樽病院で現在働いている方が今後どうなるのかということは、私たちにとっても大事な問題だと思いますので、今の経緯につきましては、改めてもう一度、私どもの方から国の方にきちっと申入れをしていきたいと思っております。

○中島委員

どうぞよろしくお願いいたします。

◎ごみ行政について

それでは、環境部に質問をします。

最初に、本会議の私の質問に対して、今後のごみ処理施策の推進に当たっては、市民の参加方法等について研究する、このような答弁がありました。市民参加のごみ行政ということですが、この中身についてどんなことを考えているのか、お知らせください。

○環境部次長

市民参加のごみ行政ということでございますけれども、法律の中でも、ごみ減量化推進審議会とか、そういったようなものの設置ができるという形になってございますが、私どもとしては、今の段階ではまだそこまで行っていません。現在、桃内地区で、今後、適正処理していくということで、いろいろ努力をしているわけでございますけれども、こういった施設の在り方だとか、あるいは、それに付随して、リサイクルの推進だとか、中間紙の収集の在り方、こういった問題がこれから具体的に出てくるだろうというふうに思っております。そういった問題にどのような形で対応していくのかという過程の中で、具体的な市民参加の在り方を検討していく、こういうような形でやっていきたいと思っております。今段階で具体的にどうするということはまだ考えておりません。

○中島委員

ぜひ考えていただきたいと思うのです。

◎産業廃棄物最終処分場について

次の質問ですが、蘭島海水浴場の上流に当たる種吉沢という場所で、産業廃棄物の最終処分場の民間施設が計画されていることが明らかになっております。既に2回の住民説明会が行われています。市の方には、いつ報

告があったのか。また、事業者の皆さんから聞いている内容の概要をお知らせください。

○（環境）管理課長

報告の関係でございますけれども、あくまでも事前相談ということで受けてございます。今年の5月15日に計画概要の説明を受けてございます。

施設の概要関係でございますけれども、事業主体が角山開発株式会社ということでございまして、計画の施設でございますが、管理型の産廃の最終処分場ということでございます。埋立面積は、1期で2万平米、2期で同じく2万平米で、埋立容量の関係でございますが、1期で12万6,000立米、2期で11万9,000立米ということで聞いてございます。

施設の埋立方式でございますけれども、一応、沢地の層状の埋立てということでございまして、主要な施設でございますが、二重の遮水工、雨水や浸出水の集排水施設、浸出水の処理施設等を設けるということで聞いてございます。

○中島委員

産業廃棄物の埋立てを民間業者がやるというお話ですけれども、この角山開発さんをご自分で商売して、いろいろなところの産廃を集めてここに埋めるというふうに思うのですが、埋め立てる対象のものは、角山開発さんほどこのものを想定しているのでしょうか。

○（環境）管理課長

江別の方での角山開発の中間処理施設の方から出てきます焼却灰を主に埋めるということで、聞いてございます。

○中島委員

このような産業廃棄物の最終処分場を設置するときの手続、これを資料請求でいただきました。産業廃棄物最終処分場設置手続フロー図、このフロー図に基づいて、具体的に、簡単に、どういう手続でこういうものをつくっていく経過になるかをまずお知らせください。

○（環境）管理課長

そのフロー図にも書いてございますとおり、廃棄物処理法に基づきます産廃施設の設置許可手続が必要ということになります。このほか、道の方で指導指針がございますので、私どもといたしましては、それに準拠して手続を進めるということで考えているところでございます。

なお、そのフロー図にも書いてございますけれども、方針の中で、施設周辺の500メートル以内に居住する住民と協議を行って同意を得るということにもなっておりますので、これらの手続等をこのような流れで進めていきたいと考えているところでございます。

○中島委員

ちょっと聞いていいですか。周辺500メートル以内の住民の同意というのがありますが、これは同意ですね。その次に書いてあるのは、地元町会等の理解です。同意と理解は違うと思うのですが、地元町会の皆さんの理解であって、同意は要らないということでしょうか。

○環境次長

ちょっと補足させていただきますけれども、ここで書いてあるのは、表示は廃棄物処理法でありまして、普通の数字で書いてあるのは、道が平成12年12月に出しました、こういった廃棄物の施設の設置に関する指針に基づく行為ということでございます。

今ご指摘がありました周辺の500メートル以内の住民合意というのは、500メートル内に居住する住民皆さんから同意をとってほしいという趣旨でございまして、それに関連する町会につきましては、これはまず理解を得ながら、といいますのは、それ以外の市民、いろいろな意見の方もございますけれども、主に環境保全上の見地から、

例えば水質の問題だとか大気汚染の問題だとか、そういったことでの当面の協定を締結すべきだと、こういったことで、道からの指針としては理解しております。

○中島委員

質問に答えていませんね。同意と理解の違いを。

○環境次長

基本的には同意が必要だと思います。

○中島委員

基本的には同意が必要だ、そういうふうに認識していいと。

この最終的な許可をするのは北海道ですか、小樽市ですか。

○（環境）管理課長

廃棄物処理法では、保健所設置市の市長には都道府県知事と同等の権限が与えられてございます。小樽市長がこの許可権限を持っているということでございます。

○中島委員

ここのところに、周辺地域の生活環境影響調査というのがありますが、市の方も、この方々が事業者として市に申請をしたと、そうしたときに、これを許可する許可しないという基準というのはあるのですか。

○（環境）管理課長

さきほども申し上げましたが、北海道におきます廃棄物等の処理に係る指導指針がございます。私どもはこれに準拠ということで考えてございまして、これがその指針になろうかと思えます。

○中島委員

その内容まで詳しくわかりませんので、後日、勉強してみたいと思います。

今まで2回、住民説明会がありましたけれども、市の職員の皆さんは参加しているのでしょうか。

○（環境）管理課長

その説明会の方には市としては参加してございません。さきほども言いましたように、小樽市長が許可権限を持つということでございまして、今段階では参加すべき立場ではないのではないかなと、とらえてございます。

○中島委員

それでは、角山開発産業さんの情報、事業者としての実績あるいはお仕事ぶり、ここら辺について市の方は情報を準備されていますか。

○（環境）管理課長

私どもが承知していますのは、事業内容といたしましては、廃棄物の処理・処分、収集・運搬に関する事業、それから、このほか農業基盤整備等に関する事業等を事業内容としている会社でございまして、許可関係では、最終処分、それから中間処理業、収集・運搬等の許可を持っているということで承知しているところでございます。

○中島委員

これから、いろいろな調査なり、手続上の中で事態を明らかにして、本当に最終処分場を、小樽のこの地域につくることが適切だと判断されるかどうか、これからの問題だと思います。

私は住民説明会に参加しておりますし、直接、角山開発産業さんの社長さんのごあいさつも聞かせていただきました。なかなか大きな矛盾があるようです。今お話ししましたけれども、江別の焼却灰を持ってくる、そのように聞いているとおっしゃっていましたがけれども、住民の皆さんには、小樽の産業廃棄物を埋めるところですと、断固としてそう言っていましたので、これはちょっとどうかなと思って聞いていました。

もう一つ、道議会ではしばしば問題業者として取り上げられている方から、今おっしゃった中間処理施設としての焼却炉からダイオキシンが150ナノグラムですか、倍出て、使用停止、そしてさらに業務指導を受けているという

指摘があります。不幸にして出る場合もありますけれども、そのときの対応あるいは住民との関係、そういうことが一番問題になります。

けれども、私が参加したあいさつでは、この間、どなたにも一度も迷惑をかけたことのない優良な企業でございまして、ごあいさつをしていましたので、事実を言わないところはどうかと、率直な感想を持ちました。有意義な情報が得られる説明会ですので、市の職員の皆さんも参加してはどうかと私は思いましたけれども、引き続き住民の皆さんへの説明があるようですから、ぜひ注目して、また、住民の皆さんの合意が得られるような中身かどうかを、環境部としてもしっかり見届けていただきたい、このように思います。いかがですか、この件について。

○環境部長

今回の角山開発だけでなく、産業廃棄物の処分場の場合、今まではほとんどなかったと思うのですが、今後また出てくる可能性もないとも言えないものですから、どちらにしても、こういうことについては、まず、我々の処分場をつくるということも同じですけれども、やっぱり、ダイオキシンだとか周辺に迷惑がかからないようにということが第一ですから、いずれにしても、地域の人方がどう考えるのかということをお大前提にしたいと思います。

今回、事前相談に来られたときにも、我々は、業者の方々に、地域の人方に十分説明をして理解をもらうということがまず先ですと、こういうお話、指導といいますか、させていただいていますので、今後についても、これからどういうふうに進んでいくかということもありますので、そこら辺は十分見極めて、住民の声も聞きながら、最終的な判断といいますか、それに進んでいきたいというふうに考えています。

○中島委員

◎生ごみ対策について

環境部に最後に質問したいのは、生ごみ対策の問題です。

コンポストの助成をやめたということに対して、何件か、市民の皆さんから、どうしてやめるのだと、冬の間、雪の重みでつぶれてしまったものを買い替えたいと思って、もうなくなると聞いたけれども、生ごみ対策としてコンポストを利用していたので、続けてほしい、こういうご意見があります。利用がだんだん減ってきているという実態は報告されていますけれども、それでは、生ごみ対策をどのように市民の皆さんに提案していくのか、これに代わる中身が具体的になっていないところが問題じゃないかと思うのです。この件では何か検討されているのでしょうか。

○環境部長

今おっしゃったコンポストの助成については、委員もご承知だと思いますけれども、たしか平成4年にモニターを募集して1年間やって、5年から助成を始めたということです。それから、平成9年ごろに数が相当減少してきたということで、てこ入れで、たしか野外だったものを屋内分も含めて対象にするということを進めてきて、それも一定数の数に下がってきているということもあって、さきほど委員もおっしゃったように、数が減ってきたということと、それから、コンポスト自体が、私が記憶しているのは、当初は結構高かったと思うのですが、手ごろな値段と言ったらあれですが、大体そういうような値段になってきているということも含めて、助成については、ある一定程度の役目は終わったのかなということで、12年度で廃止したということです。

生ごみについては、現在、食品リサイクル法というのがあって、事業系の生ごみを資源化しようという話が進んでいまして、その中で、今まだ具体的にはなっていないのですが、環境省の方でも、家庭系の生ごみについても、事業系に引き続いてやっていこうという研究がされているお話も聞いています。ただ、それはいつになるかということもありますので、我々としても、ごみの減量というのはやっていかなければならないと思いますので、手をこまねいているということにはならない。

ただ、今具体的にどうするかということは、各市町村でも同じ悩みを抱えて、コンポストでなくて、電動のものを助成するという話がありますが、電動のものというのは結構高いものですから、助成額が相当な金額になるということでは頭を痛めているという状況です。

それで、これは委員もご承知だと思うのですが、札幌市で、段ボールで家庭の中での生ごみの堆肥化ということ今年からやっていますけれども、その状況が大変好調だという話もありますので、そこら辺の状況を見て、それも我々が利用できるような状況になるのかどうか、もうちょっと検討させていただいて、いずれにしても、生ごみについては、このままにしておくというわけにはいきませんので、何らかの方法を取っていきたいというふうに考えております。

○中島委員

小樽の人口の半分以上は女性ですから、ごみの処理については大変関心が高く、また、自分が出来るということが非常に重要なのですよね。今言ったような家庭でそれぞれが出来る具体的な方法も随分あちこちで例があるようですから、積極的に広めてほしいし、推進してほしいと思います。それも、また、急いでいただきたいなというふうに思っています。

◎請願第44号について

最後に、本委員会に付託されている請願第44号について、関連質問をします。

内容は、望洋台の住宅地内の一時停止の標識の設置です。交通安全対策課の方でも、皆さんのご希望に対して、これまでいろいろ対策をしてきたと聞いておりますので、このご希望についての経過をお聞かせください。

○（市民）交通安全対策課長

望洋台2丁目の一停の関係でございますが、6月の末に、小樽警察署の方から、付近住民から今ご指摘の場所に一時停止の標識をつけてほしいという要望があったという連絡がございまして、小樽警察署と交通安全対策課が現地立会をいたしました。そのときに、要望者の方からは、今回付託されていますように、一停の規制標識、これは公安委員会が設置権限を持っている標識なのですが、これをつけてほしいという要望がございました。

ただ、公安委員会では、住宅地域内におきましては、交差点であろうとも一時停止の標識はつけないと。というのは、交通量の問題もございます。それから、これと同じような場所が小樽市内に何百カ所もあるということから、要望の趣旨はわかるのだが、公安委員会としてここに設置することは出来ないという話がございました。

それじゃ、市の方で何か対策が取れないのかということになりまして、実際に、それ以降、その交差点の部分に、道路管理者にお願いしまして、クロスマーク、十字の白線の表示なのですが、路面表示をさせていただきました。それと、その交差点の手前30メートルぐらいのところに、注意看板、文面は「この先交差点スピード落とせ」という注意看板ですが、これをまず1基設置させていただきました。

その後、また道路管理者にお願いしまして、交差点から15メートルぐらいのところなのですが、そこに警戒標識、これはさきほど申しました規制標識とは違しまして、道路管理者が設置する標識でございます。委員もごらんになったことがございますでしょうけれども、菱形の黄色の盤の真ん中に黒のバツ印を書いた警戒標識がございました。これは、この先に交差点があるのだよという標識でございます。これを交差点手前15メートルに設置させていただき、さらに、交差点の部分には、望洋台町会にもお願いしまして、一停の規制標識の逆三角形の赤の「止まれ」という標識があるのですが、それをもじった注意看板もそこに設置させていただきました。

それで、計3カ所、看板2枚、それから警戒標識1基、それと路面のクロス標識、これをさせていただいたところであります。

○中島委員

ということは、採択の必要があると認められた、そういう場所だというふうに考えていいですね。

○（市民）交通安全対策課長

その場所の横に公園がございます。望洋東公園と言うのですが、住民のお子さんなりお年寄りが、その交差点を横断して公園に行かれるという趣旨のご発言がございまして、当然、私どもの運動も、交通弱者、子供とかお年寄り、そういう方の安全確保が最優先で交通安全行政を進めさせていただいておりますので、そういう見地からしまして、公安委員会が規制標識をつけられないのであれば、それに代わるものとして、そういう手だてを講じなければならないというふうに判断し、対応させていただきました。

○中島委員

この地域は、上からずっと坂道を下る直進道路で、今までTの字で終わっていたのです。ところが、Tの字から向こうに住宅地が開けて、住宅がどっと出来てきたのですね。それで、今まで、とまっていたところが真っすぐさらに直進が続く道路に変わったのです。

ところが、Tの字であった道路というのは、上から見ると非常に見えにくくて、果たしてそこが横断道路かどうか確認できないという感じなのですね。ですから、ずっと行ってしまう危険性が非常に高いのです。マナーの悪いドライバーが多いということで、こういう敷地内でもかなりのスピードで飛んでくる。実際に、自転車に乗った子供とぶつかった場面もあったというふうに言っていました。

それで、この提案をしたお母さんは、新光でしたか、朝里でしたか、死亡事故がありましたね。新光5丁目の道で、自転車に乗った男の子が坂を下ってきて、ブレーキをかけたときに間に合わなくて、体だけ投げ出されて、来た自動車にひかれて死亡したという事故がありました。その事故を目の当たりに見た方なのです。それで大変ショックを受けて、自分の家の周りにも大変危険な場所があるということで、みずから行動を起こして警察に電話をかけたのですね。

そういう方で、子供の事故について何とかしなければならないという思いで動いた方なのですけれども、実際にいろいろ手当てをしていただきました、課長が今おっしゃったように。それでもふっ飛んでくる車があるということです。止まっただけでないし、なかなかストップしない。それで、万全を期すという意味で、ぜひ一時停止という標識をつけてほしいということを請願として持ってこられたのです。実際に署名を集めてみると、近所の方みんな、本当に危ないものねということで、同意する方もいっぱいいらっしゃったようで、266筆ですか、署名が集まっています。そういう趣旨をぜひ理解していただいた上で、子供の交通安全を守るということで請願を採択するよう働きかけたいと思っているのです。

ところが、実際には、現地視察という形がなかなかできない段階では、皆さん方が十分判断できるようなことも必要かと思ひまして、議論の中身については、十分判断ができる時間を持つことも含めて検討すべきだと私は思っていますが、このようなお母さんたちの意見が多いのですけれども、実際に小樽の今の交通事故の実態は、大体でいいのですけれども、どうでしょうか、少し減っているのでしょうか。昨年に比べて増えていますか。

○（市民）交通安全対策課長

交通事故の状況は、過去5年間、事故の発生件数で言いますと、平均しますと800件、死者で言うと大体14名から15名、負傷者でいきますと1,000人程度になっています。ただ、昨年11月14日から今年の6月4日まで202日間、死亡事故ゼロが続きました。そういうことも効を奏しまして、当然、死亡事故が少ないということは事故の発生件数も少ないという、イコールになります。今年に入りましてから、昨年同期に比べまして、発生件数では19%マイナス、死者数においては、50%以上、60%近くマイナス、それから、負傷者数におきましては18%近くマイナスということで、近年にない好結果で今進んでおるところでございます。

○中島委員

そういう改善が今後も続くように、市民の皆さんからの意見であっても、交通安全対策として、ぜひこたえていくという形で進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終了して、質疑を自民党に移します。

○中村委員

◎福祉美容について

それでは、福祉美容についてお尋ねします。

まず、小樽市の65歳以上の男性、女性の人数、これをまず教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

市内の65歳以上の男女の人口ですけれども、8月の末で、トータルで言いますと3万6,100人くらい、内訳で、男性は1万4,400人、女性が2万1,700人ということで、男女の比率から言いますと4対6ということで女性の方が多いということです。

○中村委員

福祉美容ということでお伺いしますけれども、美容とよく対比されるのは理容ですよね。現在、理容については福祉のサービスが既に行われていると思うのですが、その実態を教えてください。

この事業主体、それから、この事業の目的、その内容、利用料金がどうなっているか、そのうち個人負担、そして市の補助、これがどういうふうになっているのか。それから、このサービスの対象者、これはどんなふうになっているのか。それから、サービスの内容ですけれども、例えば、種類、カットがどうだとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺の状況をちょっとお知らせください。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、市の理容サービスの状況ですけれども、現在、訪問理容サービスということで行っております。

対象者ですけれども、おおむね、65歳以上の在宅の寝たきりの高齢者あるいは身障者ということになっております。趣旨、目的なのですけれども、これと大体似たような状況になろうかと思いますが、寝たきりですから、当然、理髪には行けない、そういう方たちのために訪問してサービスをしようということで、理容師組合がボランティアでやっているという事業です。

それと、回数ですけれども、一応、年6回を上限といたしまして、利用券を交付しております。

参考までなのですけれども、今年は90人ほど利用がありました。

それから、料金は、これは理容組合の設定料金なのですけれども、1回3,200円ということで、例えばカットとかひげ剃り、あるいは顔剃りとかというような区分はありません。一括3,200円ということです。

それから、個人負担ということなのですが、これは前年の所得税の課税状況ということによりまして、自己負担額を市の要綱で設置しているという状況になっております。

自己負担額を申し上げますと、非課税の方は、これは当然、生保も入るのですけれども、負担額はゼロで、とりません。それから、所得税が1万円以下の人につきましては1,000円、1万円以上8万円未満につきましては2,000円の負担、8万円以上につきましては、全額、3,200円を負担していただく、そのような状況になっております。

○中村委員

利用者は90名ということですね。男女の内訳というのはわかるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

正確にはとってはいないのですけれども、昨年状況を見ると、ほぼ半々ということになっております。

○中村委員

それで、対象者ですけれども、65歳以上の男女ということで、在宅の寝たきりの方、身障者ということですが、

この全体の数値というのは把握しておりますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

この利用サービスの場合は申告制をとっております、市の窓口の方に来ていただいて申告していただくわけですが、現在登録されている人は、8月末ですが、66名です。男女の比率になりますと、ちょうど半々ずつというふうな格好になっております。

○中村委員

私たちの感覚で言うと、日ごろ、体が不自由でない方は、男性は大体床屋に行きますよね。女性は美容室に行きます。理容室、美容室とに分かれていますね。子供にしても、大体、物心がつくようになると、女の子は美容室に行くし、男の子は理容の方に行くのではないかと思うのです。あと、お年寄りも、体を動かせる方は、女性は、お年を召しても美容室に行くし、男性だったら床屋に行くということではないのかなというふうに思うのですけれども、お年寄り方の中で、寝たきりの方とか、感覚として、理容のサービスだけで、女性の要望なりをカバー出来るのかなというふうに実は思うわけです。

その辺をカバーしようということで、理容組合が今までやってこられたような福祉のサービスについて、今度、美容の組合もそういう事業をやりたいということで、今いろいろ計画されているところです。何度か市の方にも要望書を持って訪ねていると思うのですけれども、美容組合でいろいろ計画をしている事業の内容、これはどんなふうに把握していますか、教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室長

私どもがやっております訪問理容に加えて、美容ということで、2回ほど美容協会の方がお見えになってお話をしました。そういう中で、今、理容でやっている事業という形の中で、美容も協力したいと思っているので、検討いただけないかというお話は何っております。

今、いろんなところでこの問題がございまして、実は、国のメニューの中でも、去年の在宅支援のメニューの中で、美容も入ってまいりました。理容、美容とも入ってきたわけです。ところが、小樽市は、平成4年に、さきほど課長からお話ししましたとおり、理容師協同組合がボランティアで訪問部分についてはやらせていただき、刈る部分については実費ということで、その実費の部分 3,200円について、市の方で、所得に応じて、一部負担制度をつくりながらやったわけですが、実質的には97%は市の負担が 3,200円ということで、全額負担に近い状態で進んでいるところでございます。

それで、今、美容師協会との関係、それから国の関係でいきますと、実は、新しく国のメニューとして出来ているのが、訪問する経費を補助すると。したがって、実際にかかる理容、美容の経費については、皆さん個人負担ですというのが今の国の制度でございます。したがって、私どもは、国の制度に乗っかる部分が、実際には、今、理容師協会ではボランティアでやっていたということ、国の制度に乗っかっていない部分がございします。

そういう問題もあるものですから、それじゃ、その中で理容がどういうふうになっていくかということになりますと、そこら辺のいろんな調整ですとか、その部分はボランティアでいけるのかとか、今と同じような全額負担でいいのか、あるいは、国の制度、メニューとして乗っかっていったらいいのか、そこら辺のいろんな複雑な解決しなければならない問題がまだあるものですから、もう少しお互いに研究させていただきましょと、こういうことでお話ししながら進んでおります。

ただ、昨年、介護保険を導入した経緯がございしますので、現在の制度は基本的には今いじらないという形で去年もやってきておりますので、そういう中で利用がある中で、もう少しそこら辺の調整というものの時間をいただければなというふうに考えておるところでございます。

○中村委員

わかりました。

クリアしなきゃならないいろんな課題があると思います。ただ、一般の感覚として、女性の場合は、お年を召しても、例えば身だしなみとか、最低限の女性としての何かを保ちたいという気持ち、これは当然なのかなというふうに思うのです。おしゃれだけでなく、健康面とか衛生面、あるいは精神面でのそういったいろんなケアという面でも、今後に向けて必要ではないのかな、大切だろうなというふうに思うのですね。

それじゃ、他都市の状況はどうなっているのかという部分を聞いておきたいのですが、道内で既に実施されているところがあるように聞いているのですが、これはどういうところでやっているのか、その実施の内容もわかれば、あわせてちょっと教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室長

昨年の状況ですけれども、美容の方を導入しているのは、北見、網走、稚内、滝川、余市というふうに聞いております。おおむね、国の制度、メニューに合わせて導入しておりますので、実際に行く訪問の交通費、この部分を市町村で持って、実際の美容にかかる経費、こういうものは自己負担というふうに聞いております。

今年の状況はまだ具体的には出てきておりません。したがって、そこら辺の問題は、さきほど言いましたとおりの状況でございますので、私どもはまだ研究を続けていかなければならない問題があるということでご理解いただきたいと思います。

○中村委員

わかりました。

福祉のサービス全体を見た中で、この問題は、理容と美容ということで、現状では、女性の意識を考えた場合に、ある意味では、男性、女性のサービスの格差になっているのかなという感じもするのですけれども、ほかに、今、福祉のサービスの中で、男女の格差というのか、そういうものがあまりなくなっているように思うし、なおかつ、国のそういう大きな流れもあると思うのですね。

ですから、解決すべき問題はいろいろあるというのはわかりました。それをもしこれから順次クリア出来るのでしたら、できるだけ早くに、美容のこういった要望も聞いていただきたいなというふうに思うのですが、最後に、どうですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

確かに、おっしゃるとおり、美容はケアに効果があるという利点が結構あると思います。そういう中で、各市の状況は、去年の段階のもので、最近はまだ私も確認しておりませんので、あれですが、各市の状況を見ますと、制度をつくりましたけれども、美容関係についてはなかなか利用される方が少ないと、ほとんどいらないような話というお話は聞いていました。

ただ、昨年できた制度のところが多いわけですので、そういう中で、これからの分野ではあるのかなというふうには思っております。そういう意味で、私どもはこれからも研究なり検討なりは進めていかなければならないと思っております。

○前田委員

◎広域のごみ処理について

環境部の方に、代表質問に関連してお伺いをしていきます。

広域のごみ処理の関係で、今日もありましたけれども、9月25日、昨日までの状況で現状はどうなっているのか。この同意の関係についても含めて、進捗状況をまずお知らせください。

○（環境）金田副参事

今日、現在までの地元の関係との協議状況でございますけれども、市長も代表質問の中でご答弁申し上げており

ますが、8月4日から協議を再開いたしまして、8月の末までに、戸別に改めて、焼却施設などの建設の概要、それから、大型処分場の維持管理の問題、それについて個々説明をさせていただきました。

それが終わった以降、私どもが進めているのは、その説明会の中で、住民からのご要望といいますか、ご意見、それから、町会の四役からの意見もございまして、カモメのふん、そういったものの対策、こういったことを現在やるべく町内会と協議をしている段階でございます。

ただ、今週も町会の役員会を開催していただくということになってございますので、その役員会の中で、なるべく早急な時期に、町会としての意思といいますか、焼却施設建設に向けての同意を得るような臨時総会とか、そういったものの開催をお願いしているというような状況になっております。

○前田委員

今お聞きしましたけれども、8月4日以降、戸別に回って説明して歩いているのだと。答弁書では、「役員会において」と市長は答弁されておりますけれども、8月4日以降、8月末までに終わったと今聞きましたが、これをもって、凍結と言われているものが解除されたというふうに認識していいのですか、どうなのですか。ただ一方的に説明させてくれと言って回って歩いているものなのか、凍結解除ということで回って歩いているものなのか、その辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○（環境）金田副参事

町会との協議が凍結ということのご指摘でございますけれども、内容的に言うと、焼却施設の問題について話合いを持ちましたが、覆土などの関係で町会からご指摘を受けたものですから、一時棚上げといいますか、中断という形で今まで進めてきた。それで、改めて、その後、町会の役員会などで維持管理の関係についてはご理解を得たということで、今後、焼却施設についても説明をさせていただきたい、こういうことで協議再開という形になっているということでご理解していただければと思います。

○前田委員

そうしたら、正式にテーブルの上に両者が乗った、土俵に乗ったというふうにとらえていいのですか。

○環境部長

今、経過を副参事の方からお話したのですけれども、例の処分場の問題で、覆土の関係で話合いをしていたということで、一定のお話を役員会等でさせていただいたときに、これは助役も出ていろいろお話をして、焼却についても今後協力してほしいというお話をしたのですけれども、この内容について、町会の方から、地域住民に、もう一度回って、処分場の話と焼却場の話について話をしてくれないかということでありましたので、我々としても、町会からのそういう申出ということもありますので、再開になっていると、こういうことで判断しているということです。町会から、そういう話を各町会員に市の方から話してくれということですから、焼却についても再開したというふうに認識しています。

○前田委員

認識するのはいいのだけれども、確認しているのですか。今言うように、市側が一方的に回ったことによって、そうなったと思っているだけであれば、これはうまくないことだから、その辺はちゃんと確認したのかなということです。それが大事でしょう。

○環境部長

1軒1軒、そういうことではなくて、何回も言いますけれども、町会の方からそういう話で、再開してほしいということですから、我々は再開しているというふうにとらえている、町会もそういうふうに思っている、こういうことです。

○前田委員

そういうことであれば、同じ土俵に上がって再開されたというふうにとらえていいということですね。

それで、これは遅れてきているわけなのですけれども、「その時期にもよりますが」と答弁書にも出ているのですが、その時期というのは、要するにタイムリミットということになると思うのです。これは具体的に言うと何月何日ということになるのですか。これは大事なことですよ。

○環境部長

まさに、我々も、何月何日というのは知りたいところなのですが、ただ、従前からお話ししていますように、地域住民の方に我々が戸別に回っても、いろんな意見があります。もちろん、賛成といいますか、やむを得ないだろう、そのためには地域の振興策をしっかりとしてほしいとか、もう一つは、ダイオキシンが心配だから、出来ないとか、そういういろいろな意見があります。ですから、反対の意見とか、そういうものについて、もうちょっといろいろとお話をさせていただくとかということを今進めて協議しているのですね。

ですから、あと、町会の方の判断をどこに持っていくかということが一番大事なことでして、市の方で、やいのやいのと言う形がいいのかどうかという問題も確かにあるのですが、そこら辺が、町会の役員会さんの方でも、時期的なものについては、いつにするのかというような話があるものですから、我々としては、町会さんに、さっき副参事が言ったように、なるべく早く一種の方向性を決めていただきたいということをお願いしていますが、何月何日まで、これでないとタイムリミットですよというような形ではなかなかとれないというのも現状なのです。ですから、市長も答弁しているように、時期的なものがきちっと言えなかった、こういうことですので、ご理解をしていただきたいと思います。

○前田委員

それで、15年度の着工を目指しているということですから、何月何日とまでは言わないまでも、何月いっぱいとか、そういうめどがなければ、おかしくなってくるのじゃないかと思うのです。その辺の目安というか、目途というのは当然持っていると思いますので、その辺をちょっと。

○環境部長

当然、いつでもいいというわけにはいきませんので、これも従前からお話ししているかと思うのですが、我々としては、ぎりぎり、遅らせられないという判断をしているのは、10月いっぱいか11月の初めくらい、これでも相当きつい条件になるのですけれども、そのぐらいに一定程度の方向性を出していただきたいということは、さきほど副参事も言ったように、役員会をやったときに、そういう話はさせていただこうかというふうには思っています。

○前田委員

10月の末か11月の上旬ということですが、もう9月の末ですよ。そしたら、1カ月しかないのです。当然、その間に、役員会もそうですし、町会の全体の会議というのか、そういったものが何回か開かれるのだろうと。ものすごく忙しい。市の方も忙しいだろうし、相手側も相当忙しいことになってくるのでなかろうかなと思いますね。

それで、私たちも厚生で視察なんかに行きますと、今回の質問の中にも出してありますけれども、いろんな附帯する施設がよくあります。それで、お聞きしていて、具体的には示されておりませんでしたが、こういう焼却施設、具体的に言うとそういう施設になるのでしょうか、ほかにリサイクルとかいろいろあるでしょうけれども、そういった施設の特徴というか、特性を生かした地域振興策というのか、そういったものがありますかというふうに聞いておりましたが、具体的には示されていない。何かそういうものは、やるやらないは別ですよ。

○環境部長

特性を生かしたというのは、単純に言えば余熱とか余電ですね。他の施設については、前田委員もいろいろと見て来られてご承知かと思いますが、例えば余熱を使ったときに、その周辺に入浴施設とかプールというのですか、そういうものとか、それから、余電の場合は、その施設内の電気ということで使っているのだと思うのですが、そういう余電についても、これは当然これからですから、そうやるというふうには思わないでいただき

たいのですけれども、例えば、ビニールハウスのところに、電源というのですか、熱をして、温暖というのですか、そういうものをするとか、そういうことはいろいろ考えられると思うのです。

ただ、今、具体的にどうする、何をするという話にまだなっていないので、具体的な話が市長の方からご答弁出来なかったということでもありますので、その辺はそうした理解をしていただきたいと思います。

○前田委員

それで、現埋立処分場の建設にかかわる同意書を当然いただいているわけですが、今度、新しく広域に関して結ぶ。そういった、今のやつと、これから結ぶもの、そのときの会議について、過去の会議、町会の役員の会議、全体会議と。今回のそういったものの雰囲気というか、空気というか、何か違うふうにも私は聞いているのですけれども、この辺の感じ取りというか、市の方では何かとっていますか、どうですか。

○環境部長

処分場のときの状態というのは、焼却場とか施設の絡みで言いますと、単独の焼却場を建てるのはいいだろう、処分場より焼却場を先にしてほしい、そういうお話はありました。

ただ、その後、例のダイオキシンの問題が発生したということで、ダイオキシンの問題を解消するために広域連合で処理しようと、こういう話が出てきたものですから、当初、単独でという話で進んできたものが、途中から状況が変わったと。それから、ダイオキシンの問題がクローズアップされてきて、何とかいいだろうというものが、非常に不安感が増えた、こういう問題がありましたので、焼却に絡んで言うと、そういう問題で、他町村のごみを何で持ってこなきゃならないのだとか、ダイオキシンというのは、安全だとは言っている、まだまだ不安感がある、そういう心情的なものとか、そういうものが出てきたところが、前回と多少変わってきているのかなと思っています。今回、そういう人方の焼却場の建設に対する不安感といいますか、そういうことが前回と多少違ってきているのかなというふうには思っております。

○前田委員

私も知合いがいますから、ちょっと聞いたこともありますけれども、前回と今回とで何となく雰囲気が違うと。具体的に言うと、前回、ある意味では焼却施設を先につくれと言った人もいるわけですが、それが今回はそうはならない。その理由は、部長が今述べたようなもろもろの理由があって、そのときには、そういう知識がなかったけれども、今回は、そういったものが以後出てきて、マスコミ等でもいろいろ取り上げられて、いろんな知識が皆さんに入って、先走ってそういう施設の方に賛同とか賛成に回ったりして、今後いろいろな問題が起きた場合に、あいう地域といいますか、そういうことですから、それ見たことかというようなことになった場合に、個人的ないろいろな、悪い言葉で言えば村八分というのか、そういう取扱いを受けることも懸念されるわけでございまして、そんなようなことが、心理的といいますか、そういうところにちょっとあるのではなかろうかな。地域の人の感想というか、地域の人が感想を持つというのは変な話かもしれませんが、聞いているところでは、私としては、そういう感想を持っていたのですよ。

そういった部分で、前から何回も同じようなことばかり言っていますけれども、市は、それを払拭するというか、そういう部分のことを進めていくということと同時に、さきほども私、言いましたが、何らかの地域振興策とか環境整備、そういったものにつきましても、腹の探合いじゃなく、土俵に上がったのなら上がったように、きちんと本音で物をしゃべっていくことが必要です。平成15年の着工に向けて、10月の末ないし11月上旬と言っているわけですから、1カ月の間に、この辺のことをすれというのは大変難しいことかなと思いますけれども、やはり誠意を持って対応していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○環境部長

地域の人方との話合い、お互いに理解を深めていくということは絶対大事なことです。

ただ、例えばダイオキシン等の問題については、実際に施設を見ていただいた段階では、今、国の基準も相当低くなっておりますので、そういうものについては特に問題はないのだろうけれども、どうしても、心情的といえますか、ダイオキシンという名前を聞いただけで非常に不安感があるということも事実です。これをいろいろ説明したり、偉い学者さんに来ていただいて話をさせていただいても、心情的なものというのは、なかなか一遍に払拭出来るということでは確かにありません。ただ、それは、現状がこういうことだということを粘り強くお話しして理解していただくしかないのだろうと思います。

これは、仮にという言い方を使っていいのかどうか分かりませんが、仮に建設してしまえば後は知らぬということにはなりませんので、その後も引き続いて、住民に対して、ダイオキシンとか地域の環境整備とかということについては、いろいろな話合いをして進めていかなければならないと思いますので、今後も住民との話合いは十分していかなければならないというふうには思っていますので、そのように進めていきたいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終了して、質疑を市民クラブに移します。

○齊藤（裕）委員

◎焼却場のコンサル関係について

環境部に、焼却場のコンサル関係の問題で尋ねますけれども、代表質問の中で、私は、一括発注、つまり、焼却場、リサイクルプラザ、大型破碎処理施設が一括発注されていて、それぞれの事業主体というのは小樽市と広域連合だよと。そして、少なくとも、その経費の割合を、一括発注しようとしているコンサルから、これは市の分ですよ、これはリサイクル施設の分ですよ、これは焼却施設の分ですよと、ばらばらにするのは事実上不可能であろうと、こういう指摘をしました。それに対する答弁は、北後志推進協議会と協議中であると述べられております。協議の内容を示してください。

○環境部長

今、北後志の推進協議会にお話ししているのは、区分の割合というのか、資源化リサイクル施設、それから破碎施設については小樽が単独使用するということですから、その分を除いて、残ったものについて、基本割と人口割という比率で、こういう考え方でどうだろうか、こういう区分の内容について協議している、こういうことでございます。

○齊藤（裕）委員

それは、本来、広域連合と話すべきものじゃないのですか。

○環境部長

これは、まず、調査ものの負担割合について今協議している、こういうことでございますから、広域連合の立上げの段階になったとき、恐らく、広域連合になったときには、建設とか、そういうものには入っていくのだろうと思いますけれども、そのときに、改めて、今の考えがいいかどうかという話には恐らくなっていくのだろうと思うのです。ただ、今協議しているのが、その前提となる調査ものについての負担割合、これについて協議している、こういうことでございます。

○齊藤（裕）委員

これの負担割合の話なのですけれども、焼却場等調査費の約80%ということを答弁されていますが、これについて説明してください。

○（環境）金田副参事

その80%というのは、ごみの処理量が、北後志全体の中で小樽市の分が約80%、そういうことでございますので、代表質問の中では、そういう形でご答弁させていただきました。

○齊藤（裕）委員

ごみが80%だから費用が80%になるというのは、いつ、だれと協議して決めたことですか。

○（環境）金田副参事

代表質問のときのご答弁の関連ですけれども、いろんな調査費を加えて、超概算という形で出させていただいているということでお話をさせていただいておりますが、その中で、概算の中ではこの程度、こういうふうにご説明させていただきました。

○齊藤（裕）委員

そうすると、それは小樽市の想像ということですか。それとも、他の5町村に打診したものであるとか、推進協議会の腹案であるとか、位置づけをはっきりしていただきたいのですけれども。

○（環境）金田副参事

この問題につきましては、推進協議会の中でも、その考え方について、今後それぞれ委託契約なりをする段階で金額が確定することがありますものですから、推進協議会の中では、幹事会、助役会、それから首長会議、この中で検討して決定していこうということになっております。

○齊藤（裕）委員

そしたら、これは推進協議会の原案ということですか、どうなのですか。それとも、小樽市環境部としての考えなのですか。その辺をはっきりしてください。それによって、これは前から皆さんに指摘しておきましたけれども、皆さんは、環境部という市の立場と推進協議会の立場を非常にあいまいな形で使うから、非常にわかりづらくなるのですよ。ですから、この80%というのを決めたのは、これから話をするみたいな話にも受け止めるのですよ。80%と答弁されているのは、これはだれの考えですか。推進協議会なのか市なのか、まずはっきりさせて、どちらでもいいですけれども、だとしたら、いつの時点で、どういう協議のもとで80となったのかということを知りたい。

○（環境）金田副参事

これは、いつの時点でというより、代表質問の中でも、「小樽市の持出し分ですが、」ということで市長がご答弁していますので、小樽市分ということで考えていただければと思います。

それで、だれが決めたかというのではなくて、大体この程度になるだろうということの概算をお示ししたということで、この80%をもう決めちゃったのだ、こういうことではないということでご理解していただきたいと思います。

○齊藤（裕）委員

よくわからんのですけれども、要するに、そしたら、私の質問に答えて、小樽市としてはこのぐらいの規模になるだろうと、小樽市みずからが想像しているということでもいいですか。予測しているということでもいいですか。

○環境部長

全体事業費と補助メニューの関係でご質問されたわけですから、その中で小樽市の持ち分が大体この程度になると。全体事業費も、補助メニュー関係も、あくまでも概算試算額ですけれども、本当に超概算という形で出しています。

ですから、その考え方については、さきほど副参事が言ったように、基本計画の中で、ごみは小樽市の場合は82.4%なのですけれども、それを含めて、80%ぐらいになりますので、費用分担というふうに分けるものとしては、大体そのぐらいの目安だろうということは推進協議会の中でも話し合っていますので、最終的には、80%でなくて、79%になるとか81%になるという、実際の費用区分というか、分担するときにはそうなるかと思いますが、そういう意味では、小樽市というか、推進協議会の中でそういう話合いになっている、こういうことでございます。

○齊藤（裕）委員

お金の持出しの関係をさらに聞きますけれども、起債は 132億ということになりますか。

○（環境）金田副参事

全部の合計の段階で 132億程度にはなろうかと思います。

○齊藤（裕）委員

そして、起債というのは広域連合で起こせる部分と市の部分があるのですか。何か、事前に皆さんと相談をさせていただいていたら、リサイクルプラザも含めて、広域連合で一括起債を起こして、それに対して借金を払っていくのだみたいな話もあったのですけれども、その辺、きちんと説明していただけますか。

○（環境）金田副参事

事業主体が広域連合ということで考えてございますので、事業主体が、それぞれ国に補助申請なり、そういったものをするようになると思います。そうすると、補助に対しての裏が起債ということになるものですから、広域連合が起債を申請する、こういうことになると思います。

○齊藤（裕）委員

そしたら、起債部分の95%、132億というのは広域連合の起債になると確認してよろしいですね。

○（環境）金田副参事

それぞれ合計した段階では、そういう形になろうかと思います。ただ、申請段階ではそれぞれ別々に申請をすることになりますので、この分は幾らという形はまた出てくるのかなというふうには思っています。

○環境部次長

後段、ちょっと誤解を与えたのですけれども、現在の計画の考え方の中では、発注の仕方はちょっとあれでしょうが、広域連合が発注をするということでございますので、広域連合が起債をするということでございます。

○齊藤（裕）委員

そしたら、念を押しておきますけれども、小樽市が起債をすることはないということですね、単独で。

○環境部次長

そのとおりでございます。

○齊藤（裕）委員

見積書について、突然出てきた見積書ですけれども、資料請求させていただきました。見積書の提出期限はいつだったのですか。

○（環境）金田副参事

技術提案のコンサルのヒアリングが10月30日に予定されていましたが、技術提案の作成要領といいますが、技術提案応募要領によりますと、提出期限が12年10月25日になっていますので、これに合わせて提出されたというふうに考えております。

○齊藤（裕）委員

10月25日と。そこなのです。環境部のこの問題についての資料というのは7まで綴らさっているのです。だから、今これだという資料は出せないのですけれども、10月25日までに出したコンサルというのは、6社中1社しかないので。これで技術提案のヒアリングを受けられるのですか。

○環境部長

技術提案書、見積書を含めて提出期限が10月25日というのは、相手側にはそういう通知をしています。その10月25日時点で資料は出ています。

それで、スケジュールの中で、その後、10月30日にヒアリングを開催しています。その10月30日のヒアリングは、要するに、仕様の内容について各参加者にいろんなお話をして、同一的な考え方ということをお話しして、再

度、全都清の方から、見積書の再提示を求めている。これは、聞いているところでは、11月8日までに提出していただきたいというお話があったと。その最後のやつが成果品として出てきたと、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

そしたら、10月25日に提出したところは、出しっぱなしということなのですか。

○環境部長

資料で提出したところにも、たしか一つ、10月25日という日付があったかと思います。これは、当然、我々の方も、全都清に、ほかが11月なのに何で10月25日なのだという指摘はさせていただきました。そのとき、全都清の方のお話としては、10月30日にプロポーザルをやったときに、説明不足というのですか、そういうものがあったのかもしれないのだけれども、何月何日付けで再提出せいと、そういうお話をしなかったということなものですから、10月25日に出した方は、提出期限が10月25日ですから、その日付でそのまま出してきた、こういうことなのです。

そのとき、全都清としては、特に、日付はそうなっているけれども、内容的には影響はないので、そのまま受け取ったと。再提出する、改めてするというより、そのまま受け取った、こういう説明を受けましたので、実際に技術指導等をお願いしている全都清がそういう判断をしたということであるから、我々としても、それを成果品としてそのまま受け取った、こういうことです。

○斉藤（裕）委員

監視員としての金田副参事に聞きますけれども、あなたは、10月25日にほかのコンサルの見積書があることは確認しましたか。

○（環境）金田副参事

私は、10月30日の技術提案のヒアリングのときに同席してございましたので、そのときに見積書が提出されたのは確認しております。

○斉藤（裕）委員

全社ですか。

○（環境）金田副参事

全社です。

○斉藤（裕）委員

それでは、全都清から、10月25日の日付前に他の6社の見積書があったか、これを確認してください。そして、資料で提出してください。

○環境部長

資料というのは、今回の情報公開といいますか、その中で、内訳書を全部含めて、こういう形ですか。それとも、議会資料として出した内訳書といいますか、かがみということでしょうか。すべて出せということですか、資料として。

○斉藤（裕）委員

10月25日までに見積書が全都清に提出されているかどうかというのを疑っているわけですよ、私は。だから、その証拠になるものを出してくれと言っているのです。

○環境部長

全都清と連絡を取り合って、提出するようにします。

○斉藤（裕）委員

そこで、全都清が評価をするときにいろいろと決め事があるのです。技術提案書の作成要領というところにこれは明記されているわけですがけれども、技術提案書特定のための評価基準というのがうたわれているわけです。その（４）には、「参考見積りと提案内容との関係」というのがうたわれているわけです。参考見積りに対する提案内

容の質の高さというのも、実は10月30日の場で話し合われていたのか、これが本当に行われたのかどうかというのは疑わしい。

なぜかという、見積書、そして8日ですからね、30日以降に出ている見積書があるわけですからね。見積り直しという表現がありますけれども、恐らく、一度何か資料が来たのでしょう。そして、見積書はこんなものがついていたと。そして、ヒアリングをしたと。そのヒアリングというのは30日に行われているわけですが、技術提案の期限というのは25日ですから、もう既に成果品が来ているわけですよ。成果品がそのまま、技術的な提案というのも同じものが来ているわけです。金目だけたたいたという話になるのです。そうでしょう。見積り直しといたら、高いのじゃないの、とやっただけですよ。

本来であれば、金額が確定して、技術の提案の内容が確定して、これが適正かどうかということに合わせていくのでしょうか。そういうことになりませんか。金額が確定したのはヒアリングが終わった後ですからね。ヒアリングが終わった後ですよ。終わった後に金額が確定しているのです。25日に技術提案の原本は送ってきているわけです。突合せができていないということは明らかです。

なぜかという、30日以降、ヒアリングは行われていないから。30日の時点で、あなたのところは見積りが高いよとか、金額が高いよなんていう指摘をされるかもしれない。それじゃ、見積り直しをしますなんていったところで、出てきたのは8日とか7日とか6日なのだから。評価をしたのは、この手続からいったら、30日なわけです。同時に行われていたのは明確じゃないですか。片手落ちの審査ということになりませんか。

○（環境）金田副参事

10月30日に、私が同席といいますか、後ろで聞いていた内容をちょっと今思い出しているのですが、その時点では、全都清としては、10月25日までに見積書をみんないただいていた。そして、技術提案と比較していたとか、その内容を見ていたと思うのです。それで、その見積書の内容が内容的に一部、高い低いとか、いろいろあったものですから、技術レベルといいますか、一つの仕様に基づいたもので出していただきたいということで、全都清の仕様に基づいてもう一回出し直していただきたいということを、当日、全都清の事務局の人間がお話ししていたのを私も聞いてございましたので、そういうことかなと。

要するに、仕様書は、それぞれ5項目に仕様書が分かれているわけですが、それに基づかないような、例えば高目の技術提案だったとすれば、仕様書に基づいた形でやっていただきたい、こういうお話をしたのかなというふうには考えてございます。そうなれば、必然的に、技術提案の内容もこの仕様書と同じということで全都清は考えたのかなと、こういうふうに思っております。

○齊藤（裕）委員

副参事の答弁によると、見積書を提出しなさいとかなんとかということをきちんと仕様書の中でうたっているわけですね、各コンサルに対して。そして、それに対して、10月17日に説明会をやっているわけです。説明会をやっているにもかかわらず、見積書がばらばらだったというのですか、そうしたら。統一されていなかった、全都清の統一仕様でなかったというのですか。そんなコンサルがあるのですか。そういうことで理解しているのですか。

○（環境）金田副参事

その点、私どもは専門家でございませぬので、全都清に確認して、どの程度のもので、どういう形で出されていたのか、そして、見積書を再度提出することになったのか、そのあたりの経過を確認してみたいと思います。

○齊藤（裕）委員

私はこれまでも指摘してきましたけれども、このコンサル選定自体そのものがおかしい。新部長になられて、改めて申し上げますけれども、全都清がコンサルを6社選びました。選んだこと自体は評価委員会を通した。たった2時間ですが、これで何十社もあるコンサルの中から6社をつまみ出したわけですね。ピックアップしたわけです。我々素人には、どんなコンサルが優秀かなんて、見当もつきませぬ。そして、いずれにしても6社を

全都清がピックアップした。

いいですか。6社のうち2社は、具体的提案がないのです。していないのですよ。北海道に営業所がありながら、小樽にさえ来ていないのですよ。これが1社あります。技術提案が具体的に何もないというものもある。それと、焼却処理方法選定等で主体性がない、こんなコンサル、六つのうち三つまでがそんな評価をされるようなメンバーを選んでいること自体が大問題なのです。そう思いませんか。

皆さん、いろいろ入札とか随意契約とか、今までのお仕事の中で携わってこられたと思いますけれども、要するに入札みたいなものですよ。仕事をやるぞと、我こそはと手を挙げてきた6社のうち3社までがおりるような話ですよ。全然やる気がないという、そんな公募というのがありますか。どう思いますか。

○環境部長

まず、6社に設定した理由は、以前にもご説明したかと思うのですけれども、この業界の業務量ですか、受注量ですか、そういう上位5社をまず選んだ、こういうことでございます。ですから、その選定については、我々としても、上位5社ということは、それなりの業務をやっているということでございますから、特に遺漏はないのだろうというふうには判断しています。

それから、もう1社については、これも従前からお話ししていますように、やっぱり、地元のところ、北海道の業者として1社を選んだ方がいいのじゃないかという委員さんのお話があったので、北海道の中でも業績上位、こういうことで1社を選んだ、それで6社と、こういう話でございまして、その人方にプロポーザルに参加を促したところ、参加しますということですから、その参加に基づいて、当然、技術提案が出てきました。

その技術提案の中で、確かに主体性がないとか出てきましたけれども、それについては、恐らく、技術検討委員の人方も非常にがっかりしているのじゃないかと思うのです。参加しますと言うのですから、そういうところは自分たちのいろんなものを提出してくるのだろうと思っていたのだろうと思うのです。これは、私はその場にいたわけじゃありませんし、確認したわけじゃありませんから、推測ですけども、そういうことでいきますと、技術の専門の人方も、主体性がないというふうに書かざるを得なかったということについては非常に残念だったのではないかと、こういうふうには推測しています。

ですから、こういうコンサルを選んだということは、選定の理由としては、さきほど言ったようなのですから、特に問題はないのではないかと思います。あとは、提出してきたコンサルがそういう状況だった、こういうことで、それについては、こんな言葉で片づけられるのかどうか分かりませんが、非常に残念な状況だったのではないかと、こういうふうに思っています。

○斉藤（裕）委員

皆さんの手持ち資料の中で、近々、情報公開で漏れた部分を、私は見せてもらえるようですけども、その中に、もう1種類、見積書がありませんか、各業者からの。

○（環境）金田副参事

もう1種類といいますと、この要綱で書かれているところの14年度以降の参考見積りということでございますか。

○斉藤（裕）委員

はい。

○（環境）金田副参事

ございます。

○斉藤（裕）委員

去年の10月23日、事業計画の変更、着工が15年になった場合というのがありましたけれども、こういう記述で、わざわざ第二見積書を求めた経緯というのはどういう経緯なのですか。

○（環境）金田副参事

第二見積書、委託契約した段階といいますか、そういった段階では、まだ14年が15年というのは正式な形では全然ございませんで、ちょっとあれですけども、10月の町会との話になって、正式に遅れざるを得ないというのはもうちょっと時期が後だったというふうに覚えてございますので、厚生常任委員会を含めてご説明したのは、たしか11月のぎりぎりだったかなというふうに私も記憶してございますが、その中でありますので、参考見積りは10月25日に出てくるということであれば、提案書も含めて、時期的には合っているかなと思っています。

○斉藤（裕）委員

全都清では、このコンサル選定業務自体は全然時間がなくて困った、苦労したということを言っているのですよ。駆け足でどんどんやらなきゃならない、だから、市長決裁がおりに前に書類が届いたりしていたのです。市長決裁どころではない。起案日前に出てきたりして、現部長はわからないかもしれませんが、それは、議論の中で、市長は、先走ったとか何とか、先走りみたいなようなことを言っていましたが、自分の判こが押される前に資料が届いていたのですよ。これは明らかなのです。これは繰り返しませんけれどもね。

これは急いでいる最中なのです、10月23日といったら。急いでいる最中に、1年ずれたらどうするべと相談していたのが不可思議なのです。そうでしょう。第二見積書は、仮に1年ずれ込んだら、この見積書や何かが有効にならないから、もう一丁、仮に一年ずれ込んだとき用に、見積書をもう一つ添付してくれと、こう言っているわけです。違いますか。

○（環境）金田副参事

そのことについては、調査関係については、13年度単年度だけではなくて、引き続き、例えば発注仕様書を14年度とか、現在のものを13年度でやるとすれば、14年度にも業務はございます。その見積りを出していただきたいと。それで、同じものがずれたとか、そういうことではないということでご理解していただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

私の読み方が悪いのですかね。10月23日の月曜日、3時から4時半までの全都清会議、その議題です。その中の概要（4）には、「仮に事業計画の変更（平成15年度着工）となった場合、直接影響する環境影響評価関係経費を第二見積書の取扱いとして、別途提出を求める」と書いてありますけれども、私の読み違いでしょうか。

○（環境）金田副参事

そういう形で書いているとすれば、もしもということになっているかと思うのですけれども、第二見積書というのは、もしもそういう形になれば、環境影響評価とか、長い1年かかるものについては、どういう形で見積りをいただくことになるのか、そういうお話をしたということではないかなとは思いますが。

10月23日ですか。

○斉藤（裕）委員

10月23日と書いていますよ。

これもまた違うということじゃないですよ。どなたが書かれたものか知らないけれども、これは復命書です。命令期間は平成12年10月23日から25日まで、用務先は文京区多摩うんぬんと。前部長の決裁印といひましようか、それもあります。そこに書いてあることを私は忠実に読んだだけです。これが、副参事が今言われたように、15年にダブる部分があって、その経費の割出しをするなんて、どうやったって読めません。

○（環境）金田副参事

ご質問の中身、委員がご指摘の部分についての見積書は、手持ち資料ではございません。

○斉藤（裕）委員

えっ。

○（環境）金田副参事

ございません。今お話しの部分の見積書は、手持ちではございません。環境影響評価の、ずれた場合のとかという見積書のお話でしたよね。

○齊藤（裕）委員

別に、混乱させたり、長引かせたりする気は毛頭ないのですけれども、この復命書の取決め、これは少し詳しく言いますと、全都清の事務所で、私もお目にかかりました全都清の栗原副参事という方と林課長さんという方、この方たちとのやりとりが書かれております。

その中で、今読み上げましたように、「第二見積書取的扱いとして、別途提出を求める」と言い切っているのです。ですから、さきほど、このほかに見積書がありますねという確認をさせていただきました。それが、今指摘したものが無いということになると、これは打合せと違う、全都清は仕事を一つ落としたということになりませんか。「求めることができる」とか、そういうことじゃないですからね。「別途提出を求める」と。

あるのですか、ないのですか、どちらですか。

○（環境）金田副参事

第二見積書的なものを求めるというふうに、復命書の表現ですから、「求める」とかというふうになっているかと思えますけれども、实际的に、私どもが全都清に対して第二見積書といったものを、推進協議会といいますか、そういう形で求めたことはございませんし、それから、それをいただいたこともございません。

○環境部長

さきほど、もう一つ見積書がないのかというお話で、我々があると言ったのは、それについては、さきほどちょっと副参事が説明しましたけれども、13年度以降業務の概算の見積書を参考として取っていると、これは実際に取っていますのでね。それについては、代表質問でも、2年度目以降にはいろんな業務がありますよと、経費の承諾を得た後に2年度以降にも業務がありますということもお話しした中について、参考の見積書をとったということで、もう一つ見積書がありますよと、こういう話なのですね。

ですから、今の23日の復命書の中のお話については、中身をもう一回精査しないと私も答えられませんけれども、10月25日に出した見積書を改めてもう一回見積書を出し直したのを指している、1年ずれたことによってもう一回見積書を出し直しているということはありません。ですから、そういう意味では、見積書が再度新たに出されているかということについては、これはありませんというふうにお答えせざるを得ないと思います。

○委員長

今までの話を聞いていて、現物を私たちも見えてはいないのですけれども、齊藤（裕）委員は持っているわけですよ。読まれているから、持っておられるのです。お手元に同じものがないようでもあるし、何か食い違ったまま来ているものですから、実際にこういうものですよと見てもらって、もう一回、そこら辺をちゃんと整理してお答えいただかないと、そういう見積書もあるよというふうに言うものだから、私も、そういうものがあるのだと思ったら、今度はないと言われるものですから、ちょっと食い違っているのですが、もう一度答弁を求めますから、そこら辺、いいですか。

○齊藤（裕）委員

お見せしていいのですけれども。

○委員長

そうしたら、見ますか。

○環境部長

さきほど言いましたように、復命書に記載されている内容について、これはどういうことだと、こういうことだと思うのです。そういうことですね。ですから、それについて、今それを見て、それがどうかということを私がすぐ答えられるかどうかというのはちょっとわかりませんので、内容を精査してみないとわかりません、どうい

ことを言っているのかですね。

ですから、改めて、我々の方にもありますので、その中身を見て精査したいと思いますので、ちょっとお時間をいただきたい。調べて、ご返事したいと思います。どういうことを記載しているのかということについてですね。

○委員長

ということですが、斉藤（裕）委員はどうですか。どうしても見てもらってというのであれば、時間もこの時間ですから、ちょっと質問は中断してもらって、休憩にでも入って、見てもらって、もう一回再開してやってもらいますか。どうしますか。見ていただいて、答えられるくらいのもものなのか、相当時間がかかるのか。

○斉藤（裕）委員

いや、読めばわかる。今ここでお見せしてもいいですよ。読んでいただければ、すぐわかると思います。

○環境部長

さきほど斉藤（裕）委員にご説明していただきましたけれども、そういうものについては、見積書を求めていると、さきほど副参事が言っていますから、ありませんということです。さきほど、改めて求めるというようなお話でしたけれども、そのものについては、推進協議会として求めている。ですから、何度も言いますが、その復命書について、どういう状況でしているのかということについては、書いてあるのを見ればわかるといっても、そのときの状況というのは把握していませんので、どういうことを言っているのかということは改めて精査してお答えさせていただきたい、こういうことです。

○斉藤（裕）委員

この質問はやめます。ほかの質問に移りますけれども、言っておきます。

この復命書に真実が記載されているとするならば、さきほど読み上げたものは、「仮に事業計画の変更」なんて書いてありますけれども、これは、頭に「コンサルタント技術提案ヒアリング（10月30日）実施について」ですからね、その日一日でやることを時系列的に書いていっている。その最後に「仮に15年が」うんぬんという、さきほど読み上げたところで、「別途提出を求める」と言っているのだからね。これがないのだすると大問題だと思うのですよ。そうでしょう。業務を監督している方だっておられるのだから、ここに。

皆さんは、全都清とのきちんとした打合せのもとにやられているやられていると言っているわけだから。業務は遂行していると言っている。これは本当に大問題ですよ。全都清という組織が発注者の推進協議会と打合せたものをやっていなかったといったら、このコンサル決定自体が白紙じゃないですか。当たり前の真ん中ですよ。これだけ言っておきます。

全然前に進みませんから、環境部に対する質問はやめます。ばからしいです。

時間は大丈夫ですか。

○委員長

いいです。

○斉藤（裕）委員

◎精神障害者支援について

最後に、保健所に対してお尋ねしておきます。

新所長になられて、さきほど、通告というか、趣旨は職員の方にお伝えしたつもりでしたけれども、私は、精神障害、心の病を持たれている方たち、また、その家族会の方たちに対する支援体制の充実が必要だと。そして、これまでの答弁の中では、支援体制といえば、具体的には、組織の強化、人員の増員ということになるわけですが、それは必要だということで方向性は一致していると思うのですよ。しかし、現状、年間 600件とも言われる相談件数を抱えながら、精神福祉相談員の方は一人だし、保健婦さんだっただけの業務をお持ちだろうし、兼務のような形になるだろうし、これは重要な取組ではないだろうかということを再三お願いしてきたわけなのです。

それで、まず一番最初にお尋ねしたいのは、精神障害又は心の病、家族会、こういった方たちの実情といいますか、それに対する保健所長のご認識といいますか、ご見解といいますか、基本的な部分をまずお聞かせ願いたいと思います。

○保健所長

7月に赴任して3カ月、その間、いろいろ問題があることは十分認識しておりますし、その中で、重要な課題として、委員が今おっしゃったことは十分認識しております。その辺は、今後、市としても、保健所としても充実させていかなければならないということで検討中であります。ただ、具体的に、その内容、家族の苦しみとか、そこまでは私は十分把握しておりません。

○斉藤（裕）委員

さきほど、「めざせ健康日本21」のパンフレットや何かもちっと拝見いたしましたけれども、その中でも、心の病の最悪の事態として自殺というものが取り上げられています。これも以前から何回もお話ししているのですが、交通事故死される方よりも自殺者の方が倍ぐらいおられるわけです。しかし、その実態というのはなかなかつかみづらい。

そして、猟奇的とか奇っ怪な事件が起きるたびに、ご本人はもちろんのこと、精神障害者を抱える家族というのは、地域の囲込みが始まるわけです。これは何とかして解決してあげなければならない。普通の障害とはまた性質を異にしていると思うのですよね。というのは、外に訴える力がない障害であろうと思うのです。私は精神障害、心の病ですなんていうことを積極的に訴えながら自分の人権を勝ち取ろうなんていうのは、北海道では帯広ぐらいですよね。また、旧厚生省、現厚生労働省の精神障害者に対するいろいろな施策について、目標数値を設けて施策は推進されているわけですが、達成率は、低いものだったら20%台です。遅々として進まない、こういうことになると思うのです。

なおかつ、ご存じかもしれませんが、電話1本1億円訴訟というのを私は非常に重大視しています。これは、精神障害者の方が働いていた会社の社長さんを殺傷してしまった。そのお父さんに対して民事裁判がかけられました、本人は罪に問われませんでしたから。そうすると、お父さんに対して賠償責任が1億円来ました。

判決内容を読んでも、年老いた、80歳ぐらいですけれども、80歳のお父さんは事態を回避する責任を怠ったという裁判所の判断なのです。それじゃ、回避する手だてというのは何か。暴れ出したり、症状が思わしくなくて、不可思議な行動、特異な行動をとり始めた50代の息子に対して、80の親がどうやって静止するのだという問題になるのです。裁判所の判断というのは、保健所に電話をすれど。保健所に電話をしたら、速やかに医療機関とか警察に対応していただいて、その殺傷事件というのは未然に防げたというのが判決の根底にあります。

果たして、今、小樽市の保健所は、その判例に基づいて駆け込み寺になるだけの力があるか、人を揃えているかということになると、いささか疑問なのです。ですから、これは本当に早急に人的整備をしていただきたいのです。今、600件の相談をお一人でやられているということになると、割り返したら、どのぐらいの時間を費やしているかということになるわけです。この辺は本当に早急に取り組んでいただかなければならないものだと思いますので、要請を申し上げて、見解をちょうだいしたいと思います。

○保健所長

全く委員のおっしゃるとおりと僕も思っております。これは小樽だけの問題ではなくて、全国の問題だろうし、また世界的な問題で、精神的な問題について、どういうふうに社会的にサポートできるか、行政的にできるかというのは、非常に大きなプライオリティーであると思います。実際的に、行政の立場に立ったときに何ができるのか、もっと勉強して、可能な限り果たしていきたい、そういうふうに努力したいとは思っています。

以上です。

○斉藤（裕）委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終了いたします。

時間がこの時間ですから、休憩に入りたいと思いますけれども、環境部に対して、今のやりとりもありましたが、委員会の前の理事会で、情報公開にかかわって、環境部関係の資料が公開に漏れていたということが、昨日あたりのやりとりで何かあったようです。この委員会の前に斉藤（裕）委員に見てもらって、それにかかわって質問があればということなのですけれども、膨大な資料のようなので、1時間ぐらい遅れてでも目を通せないのかという話もありましたが、それではちょっとかなわないと言うから、特別にということで、斉藤（裕）さんは次回に回してくれたのです。そういうことも一つありました。

それからまた、今も、かなり迫ったところで大きく食い違いがありますものですから、その辺、よく見るなりして、斉藤（裕）さんの意見も聞いてもらって、今日は質問をやめたと言われておりますけれども、きょうで全部片づいたわけではありませんので、そこら辺、よく精査していただいて、なるべくお互いに共通理解を持ってもらった方がいいと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

○委員長

それでは、50分まで休憩したいと思います。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

環境部長から発言の申出がありますので、これを許します。

○環境部長

さきほど、市民クラブの斉藤（裕）委員の質問でのやりとりの中で、10月23日の復命書の中のことについて意見を求められましたけれども、それについて、私どもの方としてはすぐ答えができなかった状況にあります。内容を今見させていただきました。それについては、斉藤（裕）委員がおっしゃっていることについて、当初なかなか理解できなかったのですけれども、言いたいことがよくわかりました。

ただ、この中身についてちょっと精査をしなければならないということがあります。協議した相手側、それから、それを起案した側の調査をさせていただきたいと思いますので、しばらく時間をお貸しいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○斉藤（裕）委員

私の舌足らずで、申しわけなかったと思っていますけれども、ただ、これは言っておきますよ。

私は、もし第二見積書がなかったとしたら、瑕疵行政行為に当たるかどうかはちょっと自信がありませんけれども、少なくとも契約行為自体は瑕疵ですよ、だれが見たって。もしなかったら、まともな判断ができる人だったら、だれも契約行為を認めるわけにいかないですよ。そんなもの、法に照らしたって、イロハのイみたいな話なのです。契約内容の遵守に違反していますからね。これだけは指摘しておきますので。こんなものを、解釈の違いとか、見解の相違とか、議論のすれ違いとか、そんなあやふやな言葉でうやむやになんてできないということだけはここではっきり言っておきます。

以上です。

○委員長

部長、そのことも踏まえて、精査して整理してください。
それでは、質疑を続行いたします。公明党に移します。

○佐藤（幸）委員

◎クロイツフェルト・ヤコブ病について

通告になかったのですが、ヤコブ病に関する報告がありましたので、その点から何点か聞いていきたいと思ひます。

一つは、クロイツフェルト・ヤコブ病というのと、後段の方にクロイツェルフェルト・ヤコブ病と書いてあります。この両方は違うものなのか一緒のものなのか。違えば、何が違うのか教えていただきたいと思ひます。

○保健所長

まことに申しわけありません。午前中、キーボードで打ち込んでいて、打ち間違ひました。クロイツフェルト・ヤコブ病が正しい名前です。

○佐藤（幸）委員

この発病者が2年ほど前まで酪農をやっていたということですね。それで、診断の確定が本年8月ということで、この酪農家自身は入院していますけれども、酪農に関してこの後を引き継いでやっている方とか、そのままだれかがやっているかということはどうなのでしょう。

○（二病）事務局長

現在、この方は第二病院に入院をされてございます。病院の届出といいますか、入院に当たりましては、職業はなしということで第二病院の方に入っております。

○佐藤（幸）委員

この方が、職業がないのではなくて、この方の農家をだれかが引き継いでいるのですかという話をしている。

○（二病）事務局長

この方は奥さんがおられる方でございます。子供さんがおりますけれども、この住所ではございませんので、正確には把握してございませんが、ご夫婦でやられていたのではないかなと思っております。

○佐藤（幸）委員

ですから、奥さんもやめたのですか。それとも、まだやっているのですかということですか。

○（保健所）生活衛生課長

後志の家畜保健衛生所にお伺ひしたのですが、こちらの患者さんの酪農家は今廃業されているというふう聞いております。

○佐藤（幸）委員

今、このことに関しては大変な社会的な問題になっていますから、多分、今夕か明日の朝の新聞には載るのでしょうか。問題点の1のところには、欧州産の骨粉類は使用していなかったと、家族からの聞き取り調査で確認されたと。ただ、日本産の骨粉は使用しているのかどうかというのは聞いていますか。

それから、狂牛病を思わせるような牛は飼育乳牛中にいなかったと、こう言っていますが、病気の原因はどこだと思ひますか。

○保健所長

お答えします。

昨日、そういう患者さんがいると私は報告を受けて、きょう、第二病院の方に行って詳細を聞き取りました。ですから、ここに書いた詳細以上のことは、まだ時間的にも把握出来ておりません。

ただ、ここに書いてある道の主治医、また第二病院なんかの話を午前中にまとめて、委員の方に報告に伺ったわけですが、クロイツフェルト・ヤコブの診断は非常に難しいのですが、牛の場合は、臨床症状、牛の症状から通常判断するという形です。最近では、いろいろ別な手段で確定診断、証拠が出ていると思いますけれども、通常は、牛の症状から疑うのです。ですから、家族の話で、そういう牛はいなかったというふうに聞いておりますので、そういうふうに記載しました。

ただ、それが、現在の最終的な確定診断によるものではもちろんありませんけれども、通常、全国の診断としては、そういった症状があるかないかということで大体チェックしていると聞いております。

○佐藤（幸）委員

北海道の発生は、今年は1人、去年は3人いたという話ですが、これはこんなに頻繁に発生するのですか。

○保健所長

クロイツフェルト・ヤコブ病というのは、大体数十万人に1人と言われていまして、原因として三つくらい挙げられておりますけれども、北海道は二、三人で、全国で数十人と言われておりますから、人口の比率からいって、やっぱり二、三人くらいの比率だろうと。ただ、決して多い病気ではないものです。これは難病に指定しております、以前は原因が不明でしたけれども、最近ある程度わかってきました。

その中の一部は、イギリスで狂牛病から感染したのがあるという政府の発表でございます。それで世界的に狂牛病とクロイツフェルト・ヤコブ病との関連が問題視されておりますけれども、通常のクロイツフェルト・ヤコブ病は、狂牛病と関係がないと言われております。ただ、一部が狂牛病から感染したと。これは学会でも最近いろんな論議がありまして、最近、極めて新しい知見で、完全に解明されているわけではないと思います。

○佐藤（幸）委員

4番目のところに、遺伝的に単発的に起きる場合と、同病患者の脳硬膜とか角膜などの臓器を移植した場合、それから、英国での例のように、狂牛病発病の牛の肉類を摂取した場合に発病することとされていると書いてありますけれども、つい最近の農水省の発表の中では、肉は何でもない、いわゆる目とか脳とか大腸の一部だと。だから、肉類は大丈夫ですよと発表しています。それはちょっと異なるのですけれども、どっちが正しいのですか。

○保健所長

全くおっしゃるとおりです。ですから、この表現は肉類と書いたのですけれども、と殺後、きちっと肉を製造すれば問題はないというふうになっているのですが、例えば肉類の製品をつくるのに血液が混じるとか、いろんな内臓が混じるとか、そういう雑な処理をした場合には危険だと言われております。ですから、狂牛病自体が人間のクロイツフェルト・ヤコブ病と関連があると決まってから、欧州でも、肉のとり方といいますか、それがかなり厳密になっておりまして、そういった意味から、肉は心配がないと言われております。ただ、一般的には、肉及び内臓が混合したようなものは必ずしも安全とは言い切れないということですが、おっしゃったように、肉自体は現在ではヤコブ病は心配がないと言われておりますけれども、そんな意味も加味して肉類と表現したのですが、ちょっと表現が十分でなかったかもしれません。

○佐藤（幸）委員

ヤコブ病を見た人が発言しているから、大丈夫なのかなと思いますが、脳波所見で異なるというって、脳波所見が従来型と考えられるというけれども、脳波所見というのはどこに出したのですか。第二病院で測ったのですか。

○保健所長

脳波は、どこの病院でもとることは簡単で、僕は脳波の専門家ではないですが、脳波のパターンで、明らかに普通のヤコブ病は典型的な所見があるのですが、イギリスで見つかっているヤコブ病は脳波が全然違うということです。一応、それで判別できると言われております。

○佐藤（幸）委員

本当に関係がなくて済んでくれれば一番いいことですが、この後も原因究明をよろしくお願いしたいと思います。これはこれで終わります。

◎交通安全問題について

通告していた質問に基づいてお話しします。

一つは、交通安全問題です。2点あります。

一つは、色内小のスクールゾーンの問題ですけれども、このスクールゾーンの時間帯はどうなっていますか。

○（市民）交通安全対策課長

色内小学校のスクールゾーンは、朝、ちょうど稲北交差点から、小学校の児童の入口があるのですが、その上まで、8時から9時までスクールゾーンになっています。昼からは、逆に、石山中学校側からおりてきまして、塩谷街道まで、この間が13時から15時の2時間、スクールゾーンになっております。

○佐藤（幸）委員

あそこのスクールゾーンは変わっているのですよね。たしか、稲北十字街から20メートルか30メートルか入ってからスクールゾーンでしょう。

○（市民）交通安全対策課長

そんなに行っていないと思います。せいぜい10メートル弱だと思いますけれども、あそこにちょうど北交ハイヤーさんがございまして、営業車が出入りするということで、一番最初にスクールゾーンを設定したときに、その部分は抜かしてのスクールゾーンの設定ではなかったかというように考えております。

○佐藤（幸）委員

北交ハイヤーのためにスクールゾーンをずらしたという形でしょうから、入ってくるときにわからないのです。入ってきてから、ああスクールゾーンだ、どうしようと、にっちもさっちもいなくなる。スクールゾーンというか困ったゾーンなのですね。変わっているのは、下の道路、色内小学校の下の方までは8時から9時までです。そこから上は8時から9時までだし、それから、1時から5時までですか。

○（市民）交通安全対策課長

3時までです。

○佐藤（幸）委員

そういうふうになっているのです。二段なのですね。下の道路は朝だけなのです。だけれども、上の道路は朝晩なのです。この経緯は知っているのです。下の方だけとったのですから、両方とも一緒だったのですから。8時から9時と、1時から3時までというのは一緒だったのです。それを下の部分だけとりましょうということで、とったのですけれども、あそこは、スクランブル交差点の話がずっとありました、開発局で。土地も買収したのですよね。そのまま立ち消えになっているのです。その中で、あそこの部分だけ交通量が多いからということで、とったのですけれども、これはこの後も続けていくつもりですか。

○（市民）交通安全対策課長

続けていくというのは、スクールゾーンの今の北交ハイヤーさんから上の部分ということでしょうか。それとも、将来的には、稲北交差点からというご質問なのでしょうか。

○佐藤（幸）委員

ですから、北交ハイヤーさんからの部分も含めて、変則的になっている部分は、例えば朝なら朝だけにしちゃうのか、あるいは朝昼ちゃんとするのか、そこの部分をどうするか。こんな状態のままに置いておくのか、この部分ですね。

それからもう一つ、あそこに信号ができるということで、とった経緯もあるでしょう。色内小学校のちょうど下

のところに信号をボタン式でもいいからつけましょうということで、とった経緯がある。この経緯はどのようなのですか。

○（市民）交通安全対策課長

1点目のスクールゾーンの範囲なのですが、学校側からの要望も、別に、それを廃止してくれというご意見もございません。逆に、上の方につきましては、児童の玄関口が坂の横にございまして、反対側の方に行き来する子供たちも上の方では結構おりますので、このスクールゾーンの撤廃は避けてほしい、このままにしてほしいという要望の方が強うございます。

それから、2点目の信号機の設置でございますけれども、あそこの塩谷街道と上からおりてくるところに設置ということになりますと、上から下りてくる部分はヒーティングになっていまして、稲北に下りるところも、若干、10メートルほどヒーティングになっておりますけれども、何せかんせ、勾配がきついものですから、そこに信号機を設置することは、冬場、必ずしもヒーティングが100%きいている状態でないときもあります。そういうことで、一応そういうお話もございましたけれども、公安委員会の見解は、ここには絶対つけられないという返答を小樽警察署からはいただいております。

○佐藤（幸）委員

絶対つけられないというのは、確かにわかります。生徒だまりがないとか、人だまりがないとかという問題があります。それを前提にして、あそこは取ったのですよね。

それから、7月か8月に学校の方から依頼があって、小樽警察署で1週間ぐらいあそこに立ったのでしょうか。その成果はどうでしたか。

○（市民）交通安全対策課長

今、委員がおっしゃいましたように、7月の初めに、学校長、それからPTA会長さんが交通安全対策課の方にお見えになりまして、スクールゾーンになっていても、なかなか守らないドライバーが多いものですから、何とか取締りをしてほしいというお願いで来庁されました。

それで、小樽警察署とも相談しまして、何とか取締りの強化をお願いするという形で、ちょうど小学校が休みになる前に1週間ほど、連日、朝だけなのですが、パトカーを二、三台動員しまして、小樽警察署の方で指導・取締りをしていただきました。

当初、取締りをすぐするのじゃなくて、指導期間を2日間置いて、3日目ぐらいから、そろそろ検挙しようという流れで実際には指導・取締りをしていただいたのですが、その件数につきましては、大変恐縮なのですけれども、小樽警察署で外には数字を出せないということで、教えていただけませんでした。大変申しわけありません。

ただ、あそこには、小樽市の女性指導員が指導ポイントに立っております。その女性指導員の報告ですと、毎日、相当数、何十台もの車がとめられて指導されていたという報告は受けております。

○佐藤（幸）委員

パトカー3台で、あそこを上がってきた車を全部とめ切れなかったというぐらい入ってきたのですね。あれは警察の点数がついたら、かなり点数がつくのだろうと思うのです。今は点数がつかないようではございますけれども。

この間、僕も10分間、計ってみたのです、3時過ぎに。そしたら、向こうの浄応寺の方から来るやつが30台で、全く何のあれもないですね。めっちゃくちゃな感じで飛ばしていますね。あそこはかなりの急坂だし、小学生は必ず渡るわけでしょう。すごく危険ですよ。この辺のことは、看板をかなり立ててもらいました、3カ所、4カ所。ただ、色内小学校の下のところには時間変更の看板がなかったように思いますけれども、もうちょっと手を打っていただければと思います。いかがでしょうか。

○（市民）交通安全対策課長

今、委員がおっしゃっているとおり、警察には指導・取締りをお願いしまして、市としましては、計3枚、時間

帯を表示した看板をつくりました。1枚は、さきほどお話がありました稲北交差点から入るところ、そこにちょうど歩行者の信号がございますが、その進入口にその看板をまずつけさせていただきました。

それと、今ご指摘の浄応寺側からおりてきまして、スクールゾーンの始まる地点の電柱にも1枚、それから、塩谷街道長橋方面から、問題の交差点の手前の電柱にも1枚つけさせてもらって、計3枚つけております。

ただ、今、委員のご指摘のとおり、石山町側からずっと上がってきますと、坂の途中でスクールゾーンになるのですね。そうすると、逆に逃げていく場所がない。ただあとバックして、また浄応寺の坂をおりていくしかないという部分で、それをしてくれるドライバーが少ないと。おまわりもないから行っちゃえという意識のドライバー、そういう意識の低い人が多いものですから、そうになってしまうのだろと思うのですけれども、看板をつければいいという話ではございませんが、もう1枚、浄応寺側、日の出さんがあそこの角にあるんですけれども、そちらの方に一枚看板を設置しまして、その地点で上に上がってこないような対策を警察とも協議させていただきたいというように考えております。

○佐藤（幸）委員

あっちの方は、「この先スクールゾーン」とかという形で、きちっと通告してもらえればね。

交通指導員も言っているのだけれども、全然言うことを聞かないというのだね。おまえたち、何、権限があるのだというような話でもって、たちがだんだん悪くなって、もともと小樽の人間はたちが悪いのかなと思っていますけれども、その辺のこともあって、定期的に、年2回か3回ぐらいは警察にお願いして捕まえるべきだと思うのです。捕まえると、あそこでやっているぞというのがありますから、これはお願いしたいと思います。

これは、それでいいです。

もう一つは、マイカル横の交通安全の問題なのですけれども、マイカル横に未利用地がありますよね。あそこはイベントが結構行われている。たしか、マイカル横の道路は60キロかそのぐらいの制限速度になっているのですけれども、あれは小樽市の道路とっていいのですか。

○（市民）交通安全対策課長

市道と私どもは理解しております。

○佐藤（幸）委員

横断歩道は全くないですし、あの通りで60キロというのは速過ぎるのじゃないですか。もう少し交通規制をかけてやるべきじゃないですか。先日も子供が車に接触したという話が出ていまして、犬の大会とかいろんなことをやっていますから、あそこからマイカルに渡ってくるのです。ですから、あの辺は、40キロとか30キロとか規制してもらえば、もう少し違うのでしょうかけれども、そのうちに事故が起きるのじゃないかという心配がありますから、これは何か手を打ってもらえますか。

○（市民）交通安全対策課長

今ご指摘の部分につきましては、マイカル等からも小樽警察署に要望がございまして、横断歩道の設置ということで、小樽警察署から北海道公安委員会の方には上申しているというふうに聞いてございます。

それから、今の速度規制の問題につきましては、当然、速度規制も公安委員会の管轄でございますので、小樽警察署を通じて速度の見直し等については協議させていただきたいと思います。

○佐藤（幸）委員

◎ホームレスについて

交通安全問題は終わりました、ホームレスの問題をちょっと取り上げたいのですけれども、今、ホームレスは小樽に何人ぐらいいますか。把握していますか。

○（市民）総合サービスセンター所長

11年12月の時点でございますけれども、小樽警察署からいただきました情報では6名というふうに聞いておりま

す。それから、今現在、寄せられました情報につきましては、1名というふうに理解してございます。

○佐藤（幸）委員

5名いなくなったのだ。その1名の人は冬も越すんでしょう。なかなか大変だな。頑張り屋だなと思うけれども。

先日、ホームレスじゃないのだけれども、車上生活者が来まして、車上で生活して、持ち金が500円しかなくなったということで、うちの方に来なくなっちゃったいいのに、何で来たのだと思って、自民党さんにでも行ってくれば助かったのという気がするのだけれども、それで、お話しして、あちこち手を打ってあげたんですけども、なかなかやっぱり厳しいですね。一つは、住所が小樽市でなきゃ生活保護を受けられないという問題がありまして、この辺のことはどうなのでしょう。やっぱり難しいのでしょうか。

○（福祉）保護課長

今お話がありました方につきまして、実際には住民票は小樽にあるのです。ただ、生活の実態が小樽にないということで、車の中で生活していると。具体的に申し上げますと、5月中旬に本州から小樽に来まして、札幌の手稲の前田公園ですとかフェリーターミナルとか、そういうところで車上生活をしていた。そういう状態で、小樽に住民票がある関係で、小樽の福祉の相談室に相談に来られた方なのですが、その実態といいますか、生活の実態は、住居ということで、住民票という形式的なものではなくて、そういう実体がないので、なかなか難しいと。

そのときにアドバイスしたのは、病院を住所に生活保護の適用をすることはできる、あるいは、だれか知合いで一時的に住むところがないとか、いろんな準備はしたのですが、いずれもそういう手段が取れなくて、結果的には、5月下旬になりまして病院の方に入院しまして、その病院の方から、医療費が払えないということで連絡がありまして、うちの方で職員が出かけて行って、申請書類をとって、生活保護の適用を受けている、こういうケースでございます。

○佐藤（幸）委員

逃げ道はそこなのですね。病院に入院して、病院を住所にして、生活保護の手続をとると。これもちょっとおかしい話で、そういう形でないと、とれないというのはやっぱりおかしいので、北海道ですから、そんなにホームレスが増えるとは思えません。

その件が一つと、もう一つは、この1名の方には接触したことはあるのですか。生活保護を受けるとか受けないとかという問題も含めて。

○（市民）総合サービスセンター所長

私どもが気がつきましたのは、今年の夏近くになってからでございます、日によってと申しますか、時によって、時々場所が変わるものですから、現在の段階ではまだ接触してございません。

○佐藤（幸）委員

それからもう一つ、病院ならできるという話だけれども、それ以外はできないのですか。

○（福祉）保護課長

小樽の場合ですと、平成11年度から4名ほど生活保護を適用したケースがあるのですが、そのうちの3件が病院が現在地という考え方、それから、強引に開始した、適用したケースは、空き家に不法侵入していて、それが交番から連絡がありまして、これは何とかそこでしばらくの間生活していた時期があるだろうということで、住居としてみなした。そういうこともありまして、うちの方で言えば、そういうケースが1件ございます。

○佐藤（幸）委員

それではおかしいから、そういうことではなくて、例えば住民票があればいいよとか、そういう形でなきゃ、ちょっと納得できないのだけれども、僕らは、もし来たら、ぐあいが悪いといって、小樽病院の前で倒れれば何とかなるよとか、そういうことは言えない。そういうことなので、ちょっとおかしいのではないかと思います。例えば住

民票があればとか、そういうことにならないのですか。

○（福祉）保護課長

生活保護の制度は、生活自体がどこにあるかということで、住民票があるなしは関係がない。つまり、小樽でそういう人が住んでいるという事実があれば、たとえ札幌に住民票があろうが東京にあろうが、これはうちの方の自治責任です。小樽市が自治責任を負うという取決めになっておりますので、そういう形式的なといいますか、住民票はどこにあってもよろしいわけです。それで、私どもの方で、生活している実態を把握した場合にその方を助ける、そういう制度でございます。

○佐藤（幸）委員

空き家に入って何日か暮らせば実績になるというのは、早い話が、それは泥棒みたいなものです。駅の下でもって寝起きをすれば実績になるというものでもないわけでしょう。そこを何とかできないかという話を今しているのだけれども、それはどうなのですか。こういうケースはあまり増えるとは思いませんけれども、そういう人も歓迎するというつもりもありませんが、そういうことは出来るのか出来ないのか、また、やる気があるのかなのかということをお聞きしたい。

○（福祉）保護課長

ホームレスの事件がいろいろございまして、本州方面のように、例えば公園の一角にテントを張って生活している実態があるのですけれども、一時的な宿泊場を設置して、そこに収容して生活保護を受けているということは実際には行われているのですが、小樽の場合は、冬もありますし、一定の場所に住んでいない。日中と夜なんかは変わるでしょうし、そういう実態にありますので、そういう考え方もなかなか難しい。そういう現状ですので、今いろいろ頭を悩ませているところではありますけれども、何とか生活保護が適用できるというか、助けられる者は助けたいという考え方は持っております。

○佐藤（幸）委員

例えば、一時的に、古い市営住宅でほとんど使っていないところが空いている、そこに住所を移して、二、三日住んでもらうようなことはできないのですか。

○（福祉）保護課長

市営住宅の関係なのですけれども、そういう実態で、住宅の方に一回申入れをしたことはございますが、そのときは、提供できないという回答でした。

○佐藤（幸）委員

使っていないから、黙って鍵を開けて、そこに住めやとかという話しかない。これは、部長、今後何か考えてもらいたいですね。

○福祉部長

ホームレスの自立の問題で、仕事と分けて、居住の確保というのが大変大事な問題でございまして、また、その居住地が明確でないと、私どもの方も継続的なケアなりサービスの提供なり指導なりというものもなかなかしづらいところがございますので、生活保護は生活保護で限界がありますけれども、住宅ということで市営住宅の関係も出ましたけれども、関係部局と連絡を取って対応してまいりたいというふうに思っています。

実は、庁内で出納室の前で長いことソファに座っていた方がおりまして、あの方の対応で、何カ月間か、総務と住宅とか関係部といろいろ協議しまして、最終的には病院に入っていていただいて、そこを住所として生活保護を受けさせたというようなケースもございますけれども、関係部と連絡を取りながら、生活保護以外の手もしあれば、そういう対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○佐藤（幸）委員

どんな事情があるかは知りませんが、そういう人間もいるということは事実なのです。できたら、そうい

う方がいて、どうしてもということになったら病院に入れる方式をとるとか、小樽方式か何かをつくると部長もかなり脚光を浴びるのじゃないかと思います。ちょっと新しい方式を考えてください。

◎事業系のごみについて

環境部にちょっとお伺いします。

事業系のごみというのは、対象は何社になるのですか。

○（環境）管理課長

対象というのは、許可業者の関係でございますね。

○佐藤（幸）委員

いえ、違います。事業系の。

○（環境）管理課長

事業所で言いますと、8,000程度でございます。

○佐藤（幸）委員

今現在8,000のうち、何社が事業系のごみを扱っているのですか。

○（環境）管理課長

詳細の数字は今手元にございませんけれども、実際に使われているのは2,000ちょっとという記憶でございます。

○佐藤（幸）委員

あと6,000ぐらいあるのですよね。行政から見たら、どうも8,000社あるのに2,000にしかになっていない。あと6,000ある。過半数以上あるのです。これは一般のごみとして扱っているのですね。不公平じゃないですか。

○（環境）管理課長

事業系のごみの取扱いの関係でございますけれども、事業所は8,000を超える数がございますが、今年度、リーフレットを作成しまして、排出関係につきまして、事業系のごみであればこのように出してくださいという啓発に努めてございますので、今後に向けて、この2,000ちょっとの数は増えていくのかなと考えておるところでございます。

○佐藤（幸）委員

とるのなら、みんなからとらなきゃいけないのでね、はっきり言いますけれども、8,000あったら、今の6社で集めることはできないですよ。そのところはどのように考えますか。

○（環境）管理課長

今おっしゃられました6業者の関係でございますけれども、このほかに、排出していただくときに事業系ごみの袋を使っていただくということで、その取扱い関係につきまして5社ほどございますので、業者としては、6プラス5で11社ぐらいが取り扱える形になってございます。

○佐藤（幸）委員

現実的には、パンフに書いた6社でしょう。環境部で言うのは、その6社の名前しか言わないわけでしょう。だから、6社しかないでしょう、事業者にとっては。

○環境部次長

確かにご指摘のとおりでございます。私どもとしては、今、課長の方では8,000社と言ったわけですが、恐らく中には相当に危険な会社もあると思っております。実質的にはどのぐらいになるかということは、まだ十分把握できておりません。

ただ、現実には、二千数百社程度しかやっていない。私どもとしては、今、廃棄物対策もそうですし、あるいはまた、廃棄物事業所においても、通常のごみ収集の段階でそういった事業系のごみが出ている場合には、札を張る

とか、通報を受けてこちらが指導する、こんなことで、徐々に、本来あるべき姿といいますか、そういったことに努力をさせていただいております。

ただ、なかなか理解が得られづらいといったこともありますけれども、しかし、これは毎年確実にきちっとした適正処理の範囲というものを増やしていく努力は今我々はしております。

今ご指摘のありました業者のことでございますけれども、確かに、この許認可につきましては市の許可ということで、裁量の一つの範囲になるわけですが、今後こういった業者も増えていくことで許可業者がまたそこで必要になってくるという段階にあっては、例えば、その1社が車を増やすのか、あるいは新たな業者の参入が必要になってくるのか、それは、これから動向を見ながら検討しなきゃならないということでございます。

○佐藤（幸）委員

一つは、8,000も事業所があって物理的に無理だろう、これがありますよね。それから、将来的に増やしていくのか、増やしていかないのか。

もう一つは、非常に値段がまちまちなのですよね。トラブルのもとなのです。6社が来たら、6社とも全部値段が違う。これはたしか手数料の関係で違うのでしょうか。あとはみんな同じみたいですけれども、これを統一するのがいいか悪いわかりませんが、これも少し考えていかないと。今のやり方としては、大きいところはいち早くやったのです。月3万とか5万とか6万とか出しているところが、3倍とか、15万とか20万とかやられたのです。小さいところは遅々として進まない。こういう在り方ではやっぱりいけないと思うのですね。ここのところをどう考えますか。

○環境部次長

ごみの収集の在り方そのものが主に起因すると思いますけれども、ごみというのは、ご存じのように、重さだけなのか、あるいは大きさなのかといったようなこともあります、相手の方が大きく見える小さく見える、そんなような見方もありますが、その辺で、その基準といいますか、具体的な物の考え方が非常に難しいことだと思います。

まして、事業系のごみについては、市が収集していない、業者に委託してやっている、こんなことで、排出抑制の方向は、私どもとしては、そういった苦情が実際にはあるわけでございますので、その都度、その事業者に対して立入調査を行う、あるいは収集業者に対しても指導する、このことをしながらやっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。明確な基準は、我々も非常に悩ましいところでございますけれども、非常に難しいのかなというふうに思っております。

○佐藤（幸）委員

時間だから、もう終わりますけれども、ぜひとも公平にきちんとできるような体制を考えていってもらわないと、一部分だけという形になってくると、何のために事業系と一般とを分けたのかということが出てきますので、その辺も含めて、体制づくりをしていかなきゃだめだろうと。許認可も、もう少し大きな目で見えていかなきゃいけないのかなと。それで、小さいところで、たくさんこまめにやってくれる業者なんかも、もしやると言ったら許可をしていかなきゃいけない状況になってくるのではないかと、そう思います。過去からのいろんないきさつがあるようですけれども、その辺も含めて検討していただきたいと要望して、終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終わります。次は民主党・市民連合に移します。

○佐藤（次）委員

◎道立小児総合保健センターについて

多少、通告していることから外れる部分もありますけれども、幾つか質問をいたします。

最初に、きょう報告がありました道立小児総合保健センターが小樽からなくなる。それで、ご案内のとおり、議会側としても、これにつきましては、決議を上げたり、あるいはまた、それを持って、道の衛生局というのですか、保健局というのですか、そっちに陳情なんかに行った経過もあります。

それで、理事者側もいたずらに時間を費しただけということはもちろんないわけですが、市内からこういった施設がなくなる、こういうことを含めて、小樽の一つのシンボルというか、こういうことにもなるわけです、道立のものとしては。そのあたりのこれまでの当局側がとった陳情経過なり要請経過なり、それから、道の方からは発表前にどのような経過があったのか、それから、小樽としても、多少、敷地も含めていろんな提言もしたはずですが、そういったことはどういう扱いを受けたのか、このあたり、少しまとめてお聞かせいただきたい。

○保健所次長

さきほど総務課長から報告がありました小児センターの関係でございすけれども、昨年の12月から、議会の意見書可決を踏まえまして、これまで、市議会と一緒になりまして、10カ月ほど、知事をはじめ関係の方々に、小樽市域内での新しいセンター、それと小児センター存続という観点で重ね重ね要望してございます。

また、その中で、市長自身もこの問題は大きな問題ととらえまして、札幌に出向いたときとか知事とお会いするときとか、そういうときをとらえまして、市長みずからも知事に再々この点につきましては要請をしてきました。

また、私たちも、この10カ月間、保健福祉部が担当なのですけれども、その方々といろいろ議論いたしまして、小樽市における小児センターのポジションといったものもいろいろ理論的にお話をしてきた、それとともに、どういう状況になっているかというのを逐次お話をしながら進めてきたというのがこれまでの実態であります。

それと、今回、17日ですか、道の政策検討会議が開かれました。時期は道の方もいろいろ動いていたということはお聞きしてはいますけれども、道としても、保健福祉部だけのとらまえ方というのはできないので、政策的に道としてきちんと建設候補地を決めなきゃならない、そういう中で、知事とか副知事、保健福祉部長も入った道の政策検討会議の中でこの問題の解決を図っていかなきゃならないというふうにはお聞きしておったわけですが、17日に開かれるということは私どもは聞いてはいなかったのですけれども、そういった中で、急遽開催されたということで、17日の午前中に政策検討会議が開かれて、その結果について電話で一報はありました。会議の結果、小樽市から要望はいただいたけれども、建設候補地が札幌市に残念ながら決まったという報告がありました。そして、詳細は追って後日説明しますからということで、20日のお昼前に正式に保健所の方が市長のところにお見えになりました。さきほど総務課長から説明があったような理由から、小樽市から要望をいただいたけれども、札幌市に候補地という方針を決めたということでございました。

それと、これまで、私たちは、両方のセンターを統合した新しいセンターということなものですから、6ヘクタール、7ヘクタールというかなり広い敷地が必要だということで、ただやみくもに、小樽市に残してくださいとか新しいセンターをつくってくださいというわけにいきませんので、そういった観点でいろいろ関係部と打合せをしながら、市内にそういうような敷地面積を持った土地がないかということも調査してきたわけです。

そういう中で、2月だったと思いますけれども、道の担当者と会いまして、かなり詳細に、小樽市が提示した土地についても調べていただきまして、交通の利便性などといった観点も出させていただいたということでございます。

そして、理由としては、新センターの建設に当たり、かなり多額の資金が必要となる、そういったこと、それと、土地を新たにまた買うということになると、道財政としては今厳しい状況の中でこういった負担を強いられる、そういったことをもろもろ政策検討会議の中で話し合われて、そういった幾つかの理由から、小樽市から要望はいただいていたのですが、心苦しかったけれどもということで、こういうふうに札幌市に決定したという説明がありました。

○佐藤（次）委員

今、次長が言われたように、小樽側としては、数カ所の土地を紹介するとか、さっきも言われましたように、道立の施設が小樽からなくなるという危機感というか、こういうものも含めていろいろ動いたということは当然ありました。

ただ、今になって感じますと、我々議会側で行ったときも、今言うように、道有地、あるいは土地を買う財源が現状の道財政の中では極めて難しいのだという話もありました。そんな中で、今、土地の紹介をしたことを詳細に調査していただいたということもお聞きしたわけですが、道側としては、小樽の小児センターと療育センターの方の合併と、今決まった建てる場所というのは、どうも最初からあったのではないのかなど。言葉は悪いけれども、小樽にあるわけですから、いろいろな紹介の件についても、あるいはまた、いろいろな陳情に対しても、扱いはもちろん極めて丁寧なものでした。しかし、基本は、どうもこれは難しいなという印象が当時あったというのが率直な私の受止めです。それをうんぬんするということではなくて、今おっしゃるとおり、市長も含めて、行く都度、そういう陳情なり要請を行ったということももちろん理解しています。

それで、小樽側としては、これは将来の話ですけれども、これによって、例えば今の土地が今度は空いてしまう。そして、あそこにああいう歴史の長いセンターがあったと。例えば道立施設にはいろんなものがあるわけですね。そういったことに対する小樽側の要望なりアドバイスなり、そういったことというのは何か考えているのか。あるいは庁内で検討をしよう、こういうことなんかはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○保健所次長

実は、この問題につきまして昨日もご質問がございまして、市長の方もお答えしているのですが、20日に北海道の方から正式に報告・説明があったわけですが、そのとき、市長がお話をした。私も同席したわけですが、そのとき、市長は、これまで小樽市として強い要請をしてきた、ですから、方針が決定したという話はお聞きしましたと。しかしながら、市長自身として了解した、納得したということは北海道さんにはお伝えできないということでございますので、これも、方針が決定したということでございまして、中身としては、現在、基本構想がつくられて、北海道は今年度中に基本計画をつくるということで、その中に、建設候補地もありますし、場所の問題もありますし、それから、新しいセンターの機能、面積とか規模とか人員とか、いろいろなものが出てくるわけです。そういったものはこれからの作業ですので、最終的には、基本計画がまとめられるという作業がまだまだ残っているわけなのですけれども、そういったことも視野に入れて、市長としては、お話だけはお聞きしましたということで、これから手だてとしては考えていかなければならないということです。

そういった中で、今、跡地利用という問題がありましたけれども、これにつきましては、市長としても、跡地利用を口に出して北海道さんにお話できる段階ではないということもありますし、そういうように立ち行かなくなった場合というのですか、最終的な時期が訪れた場合には、当然、そういう跡地利用の問題は出てくると思いますし、そういった場合には、私どもだけじゃなくて、小樽市として、関係部で、どういうものの跡地利用が望ましいのかということは、そういった段階が訪れましたら、きちんと検討していかなければならないというふうに思っております。

○佐藤（次）委員

そういう方向性を考えながら、率直に言えば、今から、公にするという意味ではなくて、どうするか、そして、どういうものがあるのか、あるいはそれは可能性があるのか、そういうさまざまな角度から、保健所だけではなくて、市の企画部あるいは関係部分と綿密な連携を取りながら、道で何かをするようであれば、その情報収集をしっかりとかみながら、ぜひ対応をとっていただきたい、こういうふうに考えています。

◎新市立病院構想について

それから次に、病院の方にちょっとお伺いしますけれども、特別委員会でもいろいろやっているので、私も常時間聞いているわけではないので、最近の議論はよくつかんでいません。ただ、先日、病院構想検討会議とい

うところから、こういうものが出されましたね。

それで、これで感じたのですけれども、今、病院には、この種の検討会等々を含めて、何々が存在して、そこでそれぞれの議論を勝手にやっているのか、あるいは、どこかまとめるところがあって、その中でやっているのか、あるいは、組織的にはしっかりと構成されたものがある、それぞれのセクションで検討したり会議をしたり懇話会をやっているのか、この辺がよくわかりませんので、わかるように解説も含めて、ちょっと教えてください。

○（樽病）事務局長

今のご質問でございますけれども、かつて、病院の新築統合というのは、平成6年ぐらいから検討してきたのですが、ご承知のように、市長がかわりまして、公約に掲げ、議会に特別委員会ができた。それ以降についてご説明いたします。

まず、市長のあれもありまして、民間の懇話会を設立いたしました。医療関係者あるいは市民から公募いたしました委員による新市立病院構想懇話会というものを立ち上げまして、ここから一定のご提言をいただきました。それにあわせて、これは日本自治体病院協議会なののですけれども、経営診断を受けた。それからもう一つは、その後に院内ではいろいろ議論していたのですが、大きくは、経営診断と懇話会、それを受けてきて、粗々、病院の現状分析もできましたので、昨年からののですけれども、今言った二つのほかに、委員が今ご指摘の新市立病院構想検討会議を新たに立ち上げまして、病院内部から新市立病院の構想を検討しようということで作りました。

それで、都合三つの会議を立ち上げてきたわけでございますけれども、現時点では、それらのエキスをいただきながら、二つの病院に分かれているものですから、両病院協議会を立ち上げまして、その中で、当面する統合新築に向けての課題の整理、業務の一本化に向けた検討、それから、新市立病院の構想を検討するということでやっております。いろいろ経緯・経過はあるのですけれども、現時点では、今言った経営診断、懇話会、そういったものの意見を集約しながら、両病院協議会の中で新市立病院構想の検討に入っているという状況でございます。

○佐藤（次）委員

今ありました市立病院構想検討会議の報告、これをちょっと読ませていただいたのですけれども、これはお医者さんばかりですね。いわゆる事務方の皆さんの部分というのは入っていない。それはそれで一つの在り方だから、いいと思うのですが、今の病院に対する認識みたいなものについて、少なくとも私がこれを読んだ段階では、当時なぜ小樽が長橋の方に旧静和病院あるいは療養所を統合して、ああいう第二病院にしたか、それから、水道局のところにあった市立病院をなぜあそこに持っていったか、こういう経緯・経過について、これを見ますと、極めて乱暴にくくってしまっているというのがちょっと気になりました。

ただ、その当時からお医者さんばかりではなくて、ある意味では、悪いけれども、中間から来て、今の小樽の医療実態とか病院の状況を見て、こういう文書になってしまっているのかなど。これでは、先人が進めていたことを、言葉は悪いけれども、一笑に付してしまっているというところがある。もし、これが市民の中にこのまま出ていったら、それじゃ、小樽というのは懸命に赤字を背負いながら、そういう病院を抱えていたのか、何なのだと。

あるいはまた、地域病院はある意味では地域性も必要ですから、向こうに一つがあり、こっちに一つがあるという中で均衡を保っていたという時期もあるわけですね。ただ、医療報酬の改定とか、医療に要する財源が従前から見ますとどんどん大きくなっていった中で、今日の市立病院の経営赤字という問題があります。しかし、当時の歴史的経過はそうではないだろう。この辺はどういうふうに押さえていますか、事務方の皆さんとしては。

○（樽病）事務局長

たくさん質問があったのですが、まず一つは、前段に委員がご指摘の二つの病院、このことは、四つの病院が一つになって第二病院になり、市立小樽病院は今の水道局のところなのですけれども、懇話会でも、あるいは経営診断で

も、それから、委員がご指摘の構想検討会議の中でも、かつてそれぞれ独立した病院として機能した歴史的経過もある、これについては、言葉は短いのですが、きちっと総括といいますか、評価はしてございます。

ただ、現時点で考えますと、二つに分かれている非効率さ、あるいは建物が老朽化している、そういった意味では経営が非常に難しくなるし、患者サービスの機能が低下するというようなことがございますが、内部の会議の中では、そういったそれぞれの病院の独立性、独自性については評価をしているということでございます。

それから、今回、構想検討会議からいただいたのは、7人のドクター、小樽病院4人、第二病院3人で、今申し上げました最新の医療の中で、15万市民にあった、後志の医療圏ですけれども、そこの中の病院の規模・機能、これについて、まず医療者側の意見を聞きましょうということを出していただきましたので、そういった意味では、病院の全体像が出ているものではないのです。ですから、構想検討会議からいただいたのは、あくまでも、木に例えると幹の部分で、診療科目あるいはベッド数、それから救急、リハビリ、こういった幹の部分は、ある程度ご報告をいただきましたので、今後は、これに、看護婦とか、放射線、こういった部分で枝葉をつけていって、一回、病院内部として絵姿をつくらうということでございますので、今回、構想検討会議から出たものがそのまま固定化したりオーソライズするものではなくて、院内で、これらについて新築準備室を中心にいたしまして検討して、枝葉をつけて、場合によってはせんでいをするということと考えてございます。

○佐藤（次）委員

このほかの病院の経営診断の方の最後の部分ですとか、そういうあたりでも、新しい病院についてのコメントみたいなものがずっと書かされていますね。それで、ベッド数が500ちょっとということで、現行の認可されている両方で900ですか、これが五百数十の規模になっています。これは、全体の出てくるものを見ますと、おおむねそういうことですから、新しい病院というのはそのぐらいの規模の中で、あと、内容的にどう高度医療を目指すかという観点になるのかなというふうに思っています、これには特別異論を挟むつもりはもちろんありません、それはそれでね。

それで、市長にも、従前の委員会で、統合して新病院というか、これについてのスタンスを聞きましたら、現状の経営の状況がここ数年どうなるか、そしてまた、残された四十数億の債務をどうするのか、これを見極めなければ、新病院ということは考えられないのだという、極めて慎重な答弁をいろいろされているのです。それはそれで結構だと思います。

しかし、今のそれぞれの病院から出てくる資料を見ますと、すべて新病院という位置づけなのです。そういうことからいくと、新病院の建設というのは疑いのないことであって、あとは、手続、手順、あるいは財源の確保、こういったことなのかなと、いわゆる素人判断で見聞きしている段階では。そういうふうに受け取っていいのか。

それからもう一つは、今、厚生労働省なのでしょうけれども、国と道といった関係では、小樽の病院のいろんな検討を今しているわけですが、その辺はどういう受止め方をしているのか、このあたり、最近の情報があつたら、ちょっとお知らせいただきたい。

○（樽井）事務局長

まず、病床については、さきほど申し上げました懇話会のご提言とか経営診断、今回の構想検討会議、実はそれぞれ違います。これは、さきほど申し上げましたように、視点というか、観点がちょっと違っていて、精神科病棟をどうするか、リハビリ、救急をどうするかと、それぞれの視点が違いますので、これはまだまだ固定したものはございませんので、これから診療科目の見直しなりを検討していく中で、若干流動的な要素はあると思います。

それから、我々医療現場では、新築を合い言葉に日々診療に当たっているわけですが、少なくとも、市長が本会議でご答弁申し上げているのは、40年もたって施設が老朽化している、病院機能に支障を来して、患者の安全とか職員の安全にも問題が出てくる、それから、最新の医療を入れていながら、物理的な要素から十分機能していない部分もある、それから、さきほど申し上げました二つに分かれている非効率さ、ということから

いくと、統合新築に向けての方向性は、市長はお示しをしたと思うのですね。

ただ、そのときに、いわばハードルが非常にたくさんございまして、何ととっても一番大きいハードルは、起債を導入するわけですので、単年度収支の均衡ということが一番大きな課題でございます。それは、12年度は何とか目鼻をつけたけれども、もう一つ大きいのが、一般会計からの借入れの44億があります。

これについては、さきほど申し上げませんでしたけれども、助役をキャップといたします総合調整会議、企画部長と財政部長と総務部長が入っておりますけれども、この中で、この44億の縮減について、今、事務レベルでシミュレーションを描いて検討してございます。事務レベルでございますので、最終的に市長の判断をいただきますけれども、少なくとも44億の縮減・解消に向けての事務方としてのシミュレーションは描きました。

あと問題は、起債を導入して新築した場合の起債償還のシミュレーションとの整合性をどうするか、それから、一般財源でございますので、市全体の財政状況、行政需要等を考えなければなりませんので、軽々にいつということにはなりませんけれども、少なくとも、新築統合に向けては方向性も出ているし、数多いハードルの中でも一つはクリアしたし、一つは、今申し上げましたように、財政当局と病院当局とが詰めているということでございます。

それから、国等の動向でございますけれども、昨日あたりから新聞に出ております医療制度改革の動きもございまして、我々病院としては、それよりもと言うと語弊がありますが、今年の3月から施行されました第4次の医療法改正、これによります一般病床・療養型病床の届出とか必置規制の緩和、こういったこともありますので、医療環境というのは、病院経営にとっては非常に厳しい時代だと思うのですね。少なくとも、患者さんに選ばれるというか、そういう時代でございますので、今申し上げました課題を整理するためには、市民の方に信頼され、支援をしていただくような病院を当面つくっていったって、経営改善に努めると。経済情勢は非常に厳しい状況になっているのでありますけれども、今言った新築に向けては、なお一層、一致団結して経営改善に努めていくということだと思えます。

○佐藤（次）委員

病院の最後になりますけれども、いずれにしても、現地改築は、ああいう場所ですから、土地の形状からいっても極めて難しい。あるいは駐車場にしても、一番評判の悪い駐車場です。これは状況が状況ですから、やむを得ないなと思っているのですが。

それで、病院側としては、今言われるように、そういう方向で進めていると。そうなりますと、どうしても、市民の関心は、場所がどこになるのかと、関心はそっちに行っています。いつの間にか量徳小学校をつぶしてしまった話もあるのですが、それはあくまでも市民のうわさですから、それは別にして、その辺については、病院当局としては、一々場所を言うことはありませんけれども、考え方としてはどういう考え方を持っているか、お聞かせいただきたい。

○（樽病）事務局長

場所については、さきほど申し上げました経営上の問題と同じぐらい、今後のことを思えばウエートの大きい問題だと思いますけれども、経営診断とか懇話会でも、好ましい場所といいますか、そういったご提言はいただいております。

ただ、今、委員がご指摘のように、現病院は7,800平米ぐらいしかないのですね。少なくとも、500床を想定いたしますと、2万平米からそれ以上の敷地が欲しいということになりますので、前の特別委員会のときにもご質問を受けまして、お答えいたしました。当面、地図上といいますか、そういった中で、交通アクセスとかロケーションの問題を含めて、今、何方所かに絞って、地権者とかなんとかという問題は別として、ロケーション等の療養環境といったことで今検討しておりますけれども、さきほど申し上げましたように、まだ病床数自体もコンクリートできませんので、ちょっと流動的な要素はございますが、広くない市内ですけれども、好ましい土地というこ

とでは、我々職員も、汽車に乗ったりバスに乗ったりしまして、いろいろ検討してございます。

いずれ、時期になりましたら、経営改善と並行して、場所の問題は、いずれ、議会はもちろんですが、公表というか、議論いただくわけでございますので、まだ場所的なことは申し上げられませんが、少なくとも2万平方メートル以上の土地を用意していかなければなりませんので、その辺はまた内部で検討していきたいと思います。

○佐藤（次）委員

現状の病院の老朽化と、さまざまな設備の不合理性というか、これがいろいろ指摘されているし、市民や実際に入っている患者さんからも、夜が非常に暗いと。病院が暗くなるのは、9時以降にそういうことはあるのですが、そういう暗さではなくて、いろいろ言われていますね。だから、このことが延びれば延びるほど、市民がだんだん市立病院から離れていく、こういう傾向もだんだん感じられる状況になっていますね。

それとあわせて、働いている職員の人は、例の新聞みたいなものをああいうふうに一生懸命やって出したり、今、恐らく意欲が最高潮にあるのではないのかなというふうには僕は見えています。そういった働く人方の意欲も損じないような持っていく方というのが今一番大事なのかなと、こういうふうに思いますので、そういう意味で頑張っていたきたいと思います。

それで、今、約30分になりましたね。佐藤（幸）委員と、さっき、お互いに同じ時間でやめようという話をちょっとしていたのですが、5時になりましたから、環境部の方は、後日また質問します。

これで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時03分

再開 午後5時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第53号、第63号は、いずれも採択を主張して、討論します。

請願第43号第2項目及び3項目は介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方についてです。第2回定例会では、この請願の低所得者への保険料減免は全会一致で採択され、その他の部分は継続審査となっています。

今回は、補正予算に対する修正案として、我が党として保険料・利用料ともに減免を提案しています。予算委員会では否決されましたが、請願第43号第2項目及び第3項目は、このたび採択を主張します。

その他の案件は願意妥当、詳しくは本会議で討論することとします。

○委員長

まず最初に、請願第14号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第53号、第63号について、一括採決いたします。

いずれも、継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第44号について採決いたします。

継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。